

摂津市議会

# 建設常任委員会記録

平成27年10月15日

摂津市議会

# 目 次

## 建設常任委員会

10月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第1号所管分の審査-----	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（中川嘉彦委員、弘豊委員、木村勝彦委員、藤浦雅彦委員）	
認定第5号の審査-----	44
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（中川嘉彦委員、弘豊委員、木村勝彦委員、藤浦雅彦委員）	
認定第2号、議案第56号の審査-----	59
補足説明（水道部長）	
質疑（中川嘉彦委員、弘豊委員、藤浦雅彦委員）	
採決-----	69
閉会の宣告-----	69

## 建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成27年10月15日（木）午前9時57分 開会  
午後4時55分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 野原 修            副委員長 藤浦雅彦    委員 木村勝彦  
委員 中川嘉彦            委員 弘 豊

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
都市整備部長 吉田和生      同部次長 土井正治  
都市計画課長 江草敏浩      同課参事 小寺健二郎      同課参事 秋庭伸正  
公園みどり課長 竹下博和      建築課長 寺田満夫  
土木下水道部長 山口 繁      同部次長兼道路管理課長 山本博毅  
同部参事兼下水道業務課長 野村眞二  
道路交通課長 永田 享      下水道事業課長 樫本宏充  
水道部長 渡辺勝彦      同部次長兼総務課長 石川裕司  
同部参事 池上敦実      営業課長 小明哲也      水道施設課長 末永利彦

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 橋本英樹      同局書記 川原 恵

### 1. 審査案件（審査順）

認定第 1号 平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第 5号 平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認  
定の件  
認定第 2号 平成26年度摂津市水道事業会計決算認定の件  
議案第56号 平成26年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件

(午前9時57分 開会)

○野原修委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

朝夕めっきり冷え込んでまいりましたが、そんな中、本日は建設常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

まず、最初に、正副委員長様にはこのたびご就任おめでとうでございます。また1年間どうぞよろしく願いいたします。

本日は平成26年度の決算についてご審査を賜るわけでございますけれども、どうぞ慎重審査の上、ご認定いただきますよう、よろしく願いいたします。一旦、退席させていただきます。

○野原修委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は木村委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時58分 休憩)

(午前10時 再開)

○野原修委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、土木下

水道部にかかる部分につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

決算事項別明細書に従いまして、まず歳入から説明させていただきます。

一般会計決算書32ページをお開き願います。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産業使用料、節1水路使用料は、大阪ガス株式会社ほか3件の法定外水路占用料でございます。

目5土木使用料、節1道路使用料は関西電力株式会社などほか49件の道路占用料でございます。

節4駐車場使用料は、千里丘駅東、フォルテ摂津、摂津駅前、南摂津駅前及び阪急摂津市駅前の各自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。そのうち駐車場用地使用料は千里丘駅西自転車駐車場並びに正雀駅南第1自転車駐車場敷地内ほか1件の関西電力株式会社の電柱使用料でございます。

34ページ、項2手数料、目1、節1総務手数料のうち、下から2行目の諸証明手数料は道路幅員証明38件の手数料でございます。

目2衛生手数料、節5し尿処理手数料は、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料でございます。

目3農林水産業手数料、節2明示手数料は水路敷地境界明示21件の手数料でございます。

36ページ、目4土木手数料、節1明示手数料で、上から1行目は道路敷地境界等明示78件の手数料でございます。

38ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1地籍調査費補助金は都市再生地籍調査委託

補助金でございます。

節2道路橋りょう費補助金は社会資本整備総合交付金で、道路舗装でございます。

46ページをお開き願います。

款15府支出金、項2府補助金、目3衛生費府補助金、節2権限移譲交付金は、下水道業務課分の浄化槽法にかかる届出受理などの事務の権限移譲にかかる交付金でございます。

48ページ、目6土木費府補助金、節2地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

50ページ、項3委託金、目2土木費委託金、節1土木管理費委託金は、大阪府からの河川環境整備工事委託金と鶴野橋外ポンプ管理委託金及び自転車等移動保管業務委託金でございます。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入は、上から2行目、土地貸付収入1件でございます。

60ページをお開き願います。

款19諸収入、項4、目2雑入、節1雑収入で、当部に関係いたしますものは、道路管理課では電力売却収入と道路占用料相当額支払金で、その下、道路交通課では自転車等移動保管料、自転車等鉄屑処分金、放置自転車対策協力金と定期駐車カード再発行料でございます。その下、下水道事業課では、損害賠償保険金、水路占用料相当額支払金でございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

引き続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

事務報告書につきましては、道路管理課は221ページから、道路交通課は231ページから、下水道業務課は247ページから、下水道事業課は253ページから記

載いたしておりますので、併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

138ページをお開き願います。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、節9旅費は、し尿収集事務などの事務にかかる旅費でございます。

140ページ、目3し尿処理費につきましては、その執行率89.7%でございます。詳細につきましては決算概要の102ページから103ページに記載いたしておりますので、併せてご参照願います。

その主な内容といたしまして、節13委託料では、し尿収集運搬委託料などがございます。

節19負担金、補助及び交付金では、し尿及び浄化槽汚泥の処理にかかる負担金でございます。

142ページ、節22補償、補填及び賠償金では、し尿汲み取りから公共下水道への切り替えに伴うし尿収集業者への補償金でございます。

146ページをお開き願います。

款5農林水産業費、項1農業費、目4農業水路費につきましては、その執行率97.0%でございます。詳細につきましては、決算概要の106ページから107ページに記載いたしておりますので、併せてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節8報償費では、地元農業関係者による水路の樋守及びゲートの管理にかかる報償金でございます。

節11需用費では、農業用施設にかかる光熱水費及び修繕料などがございます。

節13委託料では、河原樋及び五久樋ポンプ場などの管理業務委託料でございます。

節15工事請負費では、用水側溝改良工

事でございます。

節19負担金、補助及び交付金では、神安土地改良区負担金ほか6件の負担金などでございます。

150ページをお開き願います。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、その執行率97.5%でございます。詳細につきましては、決算概要の110ページから113ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

その主な内容といたしましては、152ページ、節13委託料では、土木維持作業業務などにかかる委託料でございます。

節16原材料費では、土木維持作業にかかる補修用材料費でございます。

節18備品購入費では、土木維持作業にかかる機械器具費などでございます。

節19負担金、補助及び交付金では、日本道路協会負担金ほか3件でございます。

節28繰出金では、公共下水道事業特別会計に対する繰出金でございます。

目2交通対策費につきましては、その執行率99.4%でございます。詳細につきましては、決算概要の112ページから115ページに記載をいたしておりますので、併せてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11需用費では、放置自転車など保管事務所の光熱水費と道路反射鏡定期修繕事業費などでございます。

節13委託料では、平成18年度から指定管理者に駐車場管理を委託しております委託料と公共施設巡回バス運行管理業務委託料ほか9件の委託料でございます。

154ページ、節14使用料及び賃借料では、JR西日本旅客鉄道株式会社より借地しております千里丘駅東自転車駐車場

ほか3件の土地借上料でございます。

節15工事請負費では、交通安全対策工事としまして、夜間点滅式交差点鋸設置工事及び道路反射鏡設置工事でございます。

節19負担金、補助及び交付金では、市内循環バス運行補助金、近鉄バスICカードシステム導入補助金などでございます。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費につきましては、その執行率は92.6%でございます。詳細につきましては、決算概要の114ページから117ページに記載をいたしておりますので、併せてご参照願います。

その主なものといたしましては、節13委託料では、千里丘駅前広場管理委託料、モノレール駅前広場管理委託料、摂津市駅前広場管理委託料及び都市再生地籍調査業務委託料と現況平面図等修正及び認定道路網図作成委託料などでございます。

目2道路維持費につきましても、その執行率95.7%でございます。詳細につきましては、決算概要の116ページから117ページに記載をいたしておりますので、併せてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11需用費の修繕料では、道路管理にかかる維持管理経費などでございます。

節13委託料では、街路樹剪定委託料、156ページ、橋梁修繕実施設計委託料ほか4件でございます。

節15工事請負費では、その主な内容といたしましては、鳥飼本町79号線ほか18路線の道路維持工事でございます。

目3道路新設改良費につきましては、その執行率88.6%でございます。詳細につきましては、決算概要の118ページから119ページに記載をいたしておりますので、併せてご参照願います。

その内容といたしましては、節15工事請負費では、鳥飼本町90号線歩道改良工事でございます。

目4交通安全対策費につきましては、その執行率98.6%でございます。詳細につきましては、決算概要の118ページから119ページに記載いたしておりますので、併せてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11需用費では、正雀南千里丘線外2路線(阪急正雀駅前)道路改良事業にかかる修繕料でございます。

節15工事請負費は、鳥飼上14号線交通バリアフリー整備工事などがございます。

続きまして、項3水路費、目1排水路費につきましては、その執行率95.7%でございます。詳細につきましては、決算概要の118ページから121ページに記載いたしておりますので、併せてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11需用費では、排水路施設にかかる光熱水費及び修繕料などがございます。

158ページ、節13委託料では、味生排水機場ほか市内各ポンプ場の設備保守点検委託料や、排水管及び水路しゅんせつ委託料などがございます。

節15工事請負費では、横手川免水路安全柵設置工事でございます。

節19負担金、補助及び交付金では、番田水門内水対策負担金、番田水路事業償還金負担金及び安威川左岸ポンプ場維持管理負担金でございます。

172ページをお開き願います。

款8、項1消防費、目3水防費につきましては、執行率99.4%でございます。詳細につきましては、決算概要の130ペ

ージから133ページに記載いたしておりますので、併せてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節16原材料費では、水防資材の備蓄を図っております。

節19負担金、補助及び交付金では、淀川右岸水防事務組合に対する負担金及び安威川ダム建設にかかる水源地域対策特別措置法第12条に基づく負担金などがございます。

以上、土木下水道部にかかわります平成26年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 おはようございます。

認定第1号、平成26年度一般会計歳入歳出決算所管分のうち都市整備部にかかわる部分につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入につきましてご説明を申し上げます。

摂津市一般会計歳入歳出決算書の32ページをお開き願います。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節3公園使用料は、関西電力株式会社ほか8件の公園の占用料でございます。

次に、36ページをお開き願います。

項2手数料、目4土木手数料、節1明示手数料のうち、都市計画道路敷地境界明示手数料でございます。

節2都市計画手数料は、用途地域証明などの、諸証明手数料でございます。

節3開発申請等手数料は、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に関する事務にかかわる開発許可等手数料、開

発不要証明手数料及び開発登録簿写発行手数料でございます。

次に、38ページから40ページにかけてまして、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3都市計画費補助金は、社会資本整備総合交付金で、新在家鳥飼上線道路整備事業にかかる土地購入費に対する交付金と、震災対策推進事業にかかわる耐震診断補助金及び耐震改修補助金でございます。

次に、46ページから48ページにかけてまして、款15府支出金、項2府補助金、目6土木費府補助金、節1都市計画費補助金は、その内訳といたしまして、耐震診断補助金、耐震改修補助金、府自然環境保全条例事務取扱交付金及び府特定設備等安全確保条例交付金でございます。

節3権限移譲交付金は、大阪版地方分権推進制度実施要領に基づく権限移譲事務交付金でございます。

次に、50ページをお開き願います。

項3委託金、目2土木費委託金、節2都市計画費委託金は、建築基準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委託金及び大阪府福祉のまちづくり条例委任事務委託金でございます。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金のうち3段目の緑化基金利子でございます。

次に、52ページをお開き願います。

款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金、節1寄附金のうち、緑化事業寄附金でございます。

款18繰入金、項2基金繰入金、目5緑化基金繰入金、節1緑化基金繰入金は、緑化推進事業への緑化基金繰入金でございます。

次に、60ページをお開き願います。

款19諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入は、都市計画課の都市計画図売却収入及び鉄道運輸機構負担金と建築課の建築確認申請者負担金でございます。

次に、引き続き歳出につきましてご説明を申し上げます。

摂津市一般会計歳入歳出決算書の158ページをお開き願います。また、決算概要の120ページから124ページ並びに事務報告書につきましては、都市計画課は203ページから、公園みどり課は211ページから、建築課につきましては217ページから記載いたしておりますので、併せてご参照を願います。

款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費では、執行率95.2%でございます。

節1報酬は、緑化推進嘱託員報酬及び都市計画審議会委員報酬でございます。

節7賃金は、緑化推進員賃金及び建築指導嘱託員賃金でございます。

次に、160ページにかけてまして、節8報償費、節9旅費及び節11需用費は、事務執行にかかわる経費でございます。

節13委託料は、GISシステム保守管理委託料、地形図修正図化委託料、都市計画マスタープラン策定委託料及びPCB廃棄処分委託料でございます。

節14使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料及びGISシステム借上料でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、その主な項目といたしまして、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金、耐震改修補助金、JR千里丘駅エレベーター設置負担金及びJR千里丘駅エレベーター設置補助金ほか10件でございます。

節25積立金は緑化基金積立金でござ

います。

節 2 7 公課費は、公用車の車検に伴います自動車重量税でございます。

次に、1 6 2 ページをお開き願います。

目 2 街路事業費では、執行率が 8 6 . 6 % でございます。詳細につきましては、決算概要の 1 2 2 ページをご参照願います。

節 8 報償費、節 9 旅費及び節 1 1 需用費は、都市景観事業に伴います都市景観アドバイザー委員会及び新在家鳥飼上線道路整備事業にかかる事務執行経費でございます。

節 1 2 役務費のうち、新在家鳥飼上線道路整備事業に伴います手数料でございます。

節 1 3 委託料のうち、新在家鳥飼上線道路整備事業に伴います物件補償算定委託料でございます。繰越明許費につきましては、新在家鳥飼上線道路整備事業にかかわります繰越明許であり、その内容といたしましては、決算概要の 3 0 ページに記載しております。繰越明許費、繰越計算書の上から 4 段目の欄と決算概要の 1 2 2 ページの一番下の欄をご参照願います。

新在家鳥飼上線道路整備事業の物件補償算定業務におきましては、権利者との協議調整に時間を要しましたことから年度内の完了が困難となり、平成 2 7 年度への明許繰越について可決いただいたところでございます。

節 1 7 公有財産購入費は、新在家鳥飼上線道路整備事業に伴います土地購入費でございます。

節 1 9 負担金、補助及び交付金のうち、都市景観形成活動助成金は、都市景観事業における都市景観形成、市民団体に対する助成金でございます。

節 2 2 補償、補填及び賠償金は、新在家鳥飼上線道路整備事業に伴います物件移転補償費でございます。

続きまして、目 3 緑化推進費では、執行率 8 4 . 4 % となっております。詳細につきましては、決算概要の 1 2 4 ページをご参照願います。

その主なものといたしましては、節 1 6 原材料費は、花いっぱい活動に対する助成を初め、市内の花壇などの育苗用の肥料、土、樹木などの購入費でございます。

節 1 9 負担金、補助及び交付金は、摂津市緑化推進連絡会の活動に対する補助金でございます。

続きまして、目 4 公園管理費では、執行率 9 6 . 6 % でございます。詳細につきましては、決算概要の 1 2 4 ページをご参照願います。

決算書の 1 6 4 ページにかけまして、その主なものといたしましては、節 1 1 需用費は、公園などの光熱水費及び修繕料などでございます。

節 1 3 委託料は、都市公園など、施設の機能維持を図るための公園管理委託料、公園等砂場消毒清掃委託料、公園遊具点検業務委託料及び公園台帳作成委託料でございます。

節 1 6 原材料費は、公園の維持管理にかかる砂場の砂、板材などの補修用材料費でございます。

節 1 9 負担金、補助及び交付金は、ちびっこ広場を管理していただいております自治会などの団体に対する管理補助金でございます。

節 2 7 公課費は、公用車の車検に伴います自動車重量税でございます。

以上で、認定第 1 号、平成 2 6 年度摂津市一般会計歳入歳出決算の所管分のうち、

都市整備部にかかわります部分につきましての補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 説明が終わりました。質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 おはようございます。

今回から建設常任委員になりました中川嘉彦です。初めてですので、稚拙な質問や的外れな質問が多々あると思いますけれども、それはご容赦いただきたいと思えます。

それでは、質問させていただきます。

まず公園みどり課から、順番もばらばらで申し訳ないですけれども課ごとにやらせていただきたいと思えます。

私は、一般質問でも緑をもっと増やしてほしいと質問させていただきました。摂津市は、平成10年3月に「はな・みどり・みずのまち・さわやか摂津」を基本理念とした摂津市緑の基本計画を策定しています。時代の流れの中でいろいろ変化があり、改定がありました。このことを踏まえて、平成26年度は何に重点を置いてきたのかポイントをお教え願います。今回の26年度の決算での緑化推進についての具体的な成果と検証、評価をどういうふうにお考えなのかお教えいただきたいと思えます。

次に、花壇等の維持管理充実事業ですが、平成24年207万6,584円、平成25年294万874円、平成26年338万140円と増加しています、金額が増えているから充実していることなのか、実際にどのように捉え、何をもちって充実を図るのか、その辺をお教えいただきたいと思えます。

次に、花いっぱい活動助成事業83万1,023円の内容といろいろ事業がありま

すが、事業が重複しているように感じます。その明細の中で肥料、土、花の苗、樹木というのがいろいろな項目に出てきておりますが、ほかの事業でいろいろなところで購入しているのか、一括で購入しているのか、どういうふうになっているのか。また、どのような年度計画を立てて、どういう基準があるのか、その辺もお教えいただきたいと思えます。

次に、花とみどりの相談所運営事業、緑化推進事業の26年度の実際の活動を簡単にお教えいただきたいと思えます。その中で25年度には、適切な助言をすると書いてありましたけれども、26年度、もし誰が誰に何をどういうふうに助言があったのか、また教えていただければと思えます。この執行率が74.1%と67.6%になっています。その辺の状況をお教えいただきたいと思えます。

次に、公園遊具補修事業の修繕料ですが、平成24年989万8,595円、平成25年969万5,675円、平成26年913万5,504円となっていますが、単純に私自身がすごくこの金額は高い気がします。何を根拠にというのではないんですけれども、遊具は壊れやすいのかなというのが率直な意見です。件数も平成24年61件、平成25年80件、平成26年45件となっており、毎年1,000万円ぐらいのお金がかかっています。抜本的に何か対策、対応はないものなのか、お教えいただければと思えます。

次に、公園維持管理事業、平成24年1億236万7,913円、平成25年1億1,348万8,620円、平成26年1億1,527万3,412円と、これも増加しています。増加の要因、修繕料は1,936万5,219円で101件となって

います。これは事務報告書のほうにもありましたが、この金額も遊具の補修と同じで、金額がすごく大きく感じております。何の費用が一番かさむのか、いろいろな項目が出てますけれども、これに対しても抜本的な具体的な対策はないのか。また、公園遊具点検業務委託料127万3,320円も支出しているんですけれども、この2,000万円近くかかるのも、127万3,320円の支出して未然に予防しようとしているにもかかわらずに2,000万円もかかるのは、何か未然に防止できないのかなと思います。そこで、公園の修繕計画はどうなっているのか、修繕順位とか基準をどういう順位で公園を決めていくのか、その辺の基準をお教えいただければと思います。

また、次に公園管理委託料、公園等砂場消毒清掃委託料、公園遊具点検業務委託料、公園台帳作成委託料などいろいろ委託料があります。それぞれ受託者がいるんですけれども、単純な考えですけど、こういうのを一つにまとめて発注することによってスケールメリットなんかが得られないのかなというところで、行政側の認識をお教えいただきたいと思います。

次に、公園施設の砂場消毒清掃業務ですが、都市公園25か所、ちびっこ広場46か所、計71か所ですが、土木維持作業の中で公園砂補充が平成26年で17件あります。合わせると作業効率化ができるような気がするのですが、お考えをお教えいただきたいと思います。

次に、水景施設管理業務委託ですが、平成24年、平成25年、平成26年と直近全て同じ業者が、また公園遊具点検業務委託でも24年、25年、26年同じ業者、また都市公園等管理管理作業委託(剪定作

業)、これも24年、25年、26年と7業者一緒のようになっていると思います。どういう基準で、どういう方法で受託者の選考、入札があるのでしたら入札をしているのかお教えいただきたいと思います。

次に、道路管理課なんですけれども、土木維持作業事業の土木維持作業業務委託料4,998万5,280円になっています。これも3者あると思いますけれども、これの発注及び選考基準を教えてください。

また、この補修用材料費、機械器具費があります。これは維持業務とは別に直接合材、例えば碎石、生コンなどを買っているのか、そしてフィニッシャーとかローラーでご自身でやっているのか、それか維持管理業者に対して支給しているのか、相殺になるのか、その辺の内容をお教えいただければと思います。

また、予算に対しても、平成23年、24年、25年は4,800万円だったのに対し、26年度は若干ですが5,000万円と増えています。26年度は何がどう違っていったのかお教えいただければと思います。

次に、道路補修工事を単体で発注するのと、維持作業で出す違い。当然規模が大きくなれば、例えば1,000平米以上は単体で出すとか、その辺の基準を加えて教えてください。

次に、道路交通課です。摂津市は他市に先駆けて自転車安全利用倫理条例を制定いたしました。そのことによる変化として、自転車交通行政としての金額のめり張りやら配分の変化、そういうのがあればどういったところに重点を置いてるとか、こういうところが減ったとかいうのがあれば教えてください。

次に、公共交通整備事業で近鉄バスＩＣカードシステム導入補助金、京阪バスロケーションシステム導入補助金について、内容を詳しくどういうものなのか教えていただき、もしこれを導入することによって市民はどういうふうに利便性だとか、幸せ度がアップしたのか、そういう利便性向上についてあればお教えいただきたいと思ひます。

次に、全般なんですけれども、私も自転車行政について関心を持って、いろいろ一般質問を何回かさせていただきましたが、今回の道路交通課としての何かポイントがあれば簡単で結構ですので教えていただければと思ひます。

次に、都市計画課です。阪急正雀駅前地区整備支援事業で、前年度より、細かいですけど報償金が６万円カットされていますが、どうしてなのか教えていただきたいと思ひます。

また、この事業が中期財政見通しの中で、正雀駅前道路が概算で４億４，３００万円となっています。このような中期財政見通しに出ている都市計画で市民の方々の意見というのはどういう形で取り入れられていくものなのか、その辺を教えていただければと思ひます。

あと、都市景観事業２５万６，８９５円となっていますが、先ほど市民団体に助成していると説明がありましたけれども、この目的と意義をお教え願ひます。

また、大規模建築物等の建築行為届出件数ですが、平成２４年２０件、平成２５年２９件、平成２６年２８件となっています。これは自分の感覚ですが、一概に言えませんが、魅力あるまちづくりをしていくと増えていくものではないかと思ひます。比例すると思ひます。その辺のお考え、認

識をお教えていただければと思ひます。

次に、都市計画審議会事業、都市計画マスタープラン策定事業は、都市計画の中でも最重要事項をやることだと思ひます。摂津市全体の５年、１０年、２０年後のグラウンドデザインを考える重要なものだと思ひ、最もこの事業が大事だと思ひております。摂津市の魅力や市民に夢を与えることのできる唯一の部署と思ひますが、どのようなお考えなのかお教えいただきたいと思ひます。平成２６年度の活用内容と今後の取り組みをお教えいただければと思ひます。

阪急京都線連続立体交差事業は委託料が発生しています。中期財政見通しの中で９０億３，４００万円となっており、連続立体交差事業の負担金が平成２５年。

○野原修委員長 中川委員、これは駅特での所管になります。

○中川嘉彦委員 失礼しました。これは省かせていただきます。

以上です。よろしく願ひします。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午前１０時４３分 休憩)

(午前１０時４４分 再開)

○野原修委員長 再開します。

竹下課長。

○竹下公園みどり課長 中川委員の公園みどり課に関係しますご質問に答弁いたします。

まず、一つ目の緑の基本計画の２６年度の実績の件ですが、緑の基本計画につきましては、平成２６年３月に改定しております。鶴野苗圃を拠点としまして実践教室など人材育成を主要事業としながら、各地域の都市公園に苗圃を整備し、地元自治会が種から苗を育て、周辺に花壇活動が展開し、地域緑化が広がる取り組みを進めており

ます。具体的な場所ですが、別府公園で実践教室、いわゆる人材育成を図っておりまして、園芸教室を26年度は5回開いております。その中で地域の自治会さんと取り組みながら協働で花壇の造成管理を行っているところでございます。

二つ目の緑化推進事業の件ですが、これにつきましては春と秋に誕生記念植樹祭を開催しております関係経費を計上させてもらっております。

それから花壇等の維持管理充実事業、花いっぱい活動助成事業と、花とみどりの相談所運営事業の中身の件ですが、花壇等の充実事業につきましては、直営で管理しております花壇の運営費用を計上させてもらっています。

花いっぱい活動助成事業につきましては、花壇活動に励まれておられる市民団体さんに対して、花の苗であったりとか肥料等を助成させてもらっております。

それから、花とみどりの相談所の活動でございまして、花とみどりの相談所でございますので、いわゆるみどりに関係する相談を順次受け付けております。ちなみに26年度の相談件数につきましては117件でございます。

それから、年23回にかけて実践教室を市民公募の中で開いております。執行率につきましては、原材料というのは、そのときそのときに使われる量は変わってきますので、今年度は執行率が74.1%だったということでございます。

それと、公園の修繕で遊具の修繕費が高いのではないかというお話ですが、これは年1回専門業者のほうに点検委託業務を発注しております。その評価の中でAからDまでのランクをつけているのですが、Dランクというのが非常に危ない遊具で

あるという判定が、26年度でいいまして31件ございました。その31件の修繕と並びにDランクの下にあるCランクの遊具が翌年になればDランクになるかもわからないということもありますので、そういう予防も兼ねて幾つかの遊具について修繕をいたしております。ですので、専門業者を入れた形で点検業務をした上で修繕を行っているという状況でございます。

それと、公園の維持管理事業の増加要因につきましては、遊具外の施設の修繕でございます。これにつきましては専門業者のほうでは行っておりませんが、パトロール業務の中で点検を行って、箇所が発見されたところにつきましては、もちろん危ないところですね、例えばフェンスがもう倒れそうであるとか、休憩施設が非常に根本から折れそうであるとか、そういう緊急性の高いものから順番に対処している状況でございます。まだまだこれから公園自体の年数が20年から30年経過している公園がございますので、我々としては今後増えていくものと考えております。

それから、公園管理委託料でございますが、これはさまざまな委託発注をしている。いわゆるスケールメリットを働かせて一括発注をしてはどうかという委員のご提案でございますが、この公園管理委託料の中ではさまざまな業種がございまして、例えば日常清掃でありますとシルバーさんで管理、日常清掃、トイレ等を管理していただいているというところと、あと例えば公園の樹木であれば、これはシルバーさんではなかなか対応ができないので専門業者のほうに発注しております。この発注の方法も、いわゆる市内の入札の指名業者7者でございまして、各地域で造園の経験、実績があるというところから見積り依頼

をかけたまま、単価契約を締結しているというところがございます。

それから、水景施設の委託業者が過去から同じ業者が落札しているというところがございますが、これにつきましても我々は見積り等々を、関係業者のほうから徴取して、それを類推しながら設計書を作成し、発注しているものでございます。同じ業者が取っているというのは、これは実際に入札をかけておりますので、いわゆるこの業者の努力の部分というのが大きくあるのかなというふうには思っております。

それから、砂場の消毒でございますが、これは原材料との関係のことをおっしゃっていたのかなと思うのですが、砂場の消毒につきましてはシルバー人材センターで委託をしております、いわゆる2か月に1度、砂場の砂を攪拌して消毒しているものでございます。砂場の補充につきましては、砂ですから蒸発するわけではないんですが、割と砂場の砂がなくなっているということで、地域の自治会さんから砂場の補充をお願いしたいと要望を受けており、そういうときには道路管理課の維持係のほうにお願いしまして、砂場の補充をやっているというところがございます。以上です。

○野原修委員長 山本次長。

○山本土木下水道部次長 それでは、中川委員さんの質問にお答えさせていただきます。

土木維持作業業務委託料、平成26年度は4,998万5,280円となっているところの選定の経過ということでございますけれども、この業務につきましては市内の全般の主に公共的に使用している施設の維持管理作業のために、トラック1台と運転手、作業員1名もしくは2名という

組み合わせによりまして、入札により単価契約をいたしております。その単価契約をした組み合わせの部分で発注をいたしております。

それと、補修用材料費ということでございますけれども、今申し上げました維持作業の業務委託料は人と車の組み合わせだけなものですから、実際に行う作業につきましてコンクリートだとかアスファルトだとか砂だとか、そういうものをうちのほうで用意してということで原材料として入れてございます。平成23年、24年、25年と4,800万円が上がってきた経過ということですが、平成25年に4,800万円いただいておったんですけども、25年には労務単価にかなり急激な上昇がございました。それで、その年はその単価の中でやりくりはしたんですけども、1件当たりの単価契約をした価格が上がりましたので、今までしてきた作業分ができないということで26年度200万円の増額をいただいて5,000万円、今年度につきましてはさらにまた増額をいただいて5,450万円という中で作業を進めさせていただいているところがございます。

それと、道路維持作業と道路補修の違いはということでございますけれども、維持作業といいますのは舗装だとかそういうものも小規模なものはいたしますけれども、舗装以外に残土の回収でありますとか清掃でありますとか、そういう作業もいろいろさせていただいております。道路補修工事につきましては、全体に年度当初に路線を決めまして工事発注をするという形で、平成26年度につきましては19の路線で1億1,281万7,880円という形の中で進めさせていただいているもの

でございます。以上でございます。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、中川委員のまず1点目の自転車に対する道路交通課のほうで金額的なめり張り、重点的な項目等についてのご質問にお答えさせていただきます。

26年度においては、予算的に自転車対策についての費用を重点的に増額しているという内容はございませんが、交通安全啓発においてハード面、ソフト面があるんですけども、ソフト面の中で交通安全啓発について教室を開いたり、事務報告書にも載せさせていただいてます小学校10の校区に対して3年生を対象とした交通安全教室、それと教育委員会と連携をしました中学校を対象にしたスクアードストレートの技法による自転車に対する交通安全対策、そういったものをさせていただいております。

それから、2点目の近鉄バスのICカード、京阪バスロケーションシステムの内容についてでございますが、まず京阪バスにつきましては民間の路線バスになります。近鉄バスにつきましても路線バスもあるんですけども、市が補助してます循環バス、これも一部対象になっております。その中でこの補助金につきましては、各バス会社が、近鉄バスにつきましてはICカード、京阪バスに関してはロケーションシステムという内容になるのですが、この補助金を市のほうから出させていただいております。この補助金につきましては、国土交通省が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金の適用を受けたことを条件として、本市が補助金交付規程に基づいて交付しております。金額の算定につきましては、補助に伴う総額に対して国が3分の

1、残りにつきましては各営業所のバス台数に応じて導入負担額を算出されております。その中で大阪府下の市町村へは10分の1が補助金となっております、本市における営業所の全延長に対する市内の運行距離の割合案分に対して補助金を出しております。これによりまして、近鉄バスにつきましては62万6,000円、それと京阪バスにつきましては3万2,000円で補助金を算出しております。

ICカード及びバスロケーションシステムについてでございますが、バスロケーションシステムというのは、バスそれぞれに現在の位置情報を利用する方々へ開示すると。その情報を皆さんが持っておられるスマートフォンとか端末機からリアルタイムのバスの運行状況がわかるということで、バス停留所における待ち時間の短縮が図れるという利便性がありまして、利用者にとってもバス停での長期な待ち時間というのが短縮し利便性が図れるものなのかなと考えております。やっぱりバスというのは自動車の交通渋滞に影響しますので、こういったロケーションシステムというのは、バスを利用する人の増加にもつながる対策の一環と思っております。

それと、近鉄バスのICカードにつきましては、ICチップの入ったカードを機械に当てることによって乗降のスムーズ化が図れるということで、バスの停車時間が短く済み、市内の交通渋滞の緩和にも一つつながるものなのかなと考えておりまして、交通政策としてもこの補助金2件に対しては補助させていただいている内容でございます。

それから、自転車行政のポイントについてのご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、自転車行政になりますと、自転車の走行レーンが一つの観点かなと思うんですが、まず自転車走行レーン、空間につきましても、警察、公安委員会が指定する法定表示、それと道路管理者のほうが表示する法定外表示、この2パターンがあります。今現在、市内の自転車に対しては、歩道を自転車通行可とする警察、公安委員会のほうで指定する歩道が府道なり市の幹線、準幹線でほぼ通行可というような指定はしております。

今、自転車は車両扱いということで、車道を走りなさいというような法になってきております。警察のほうに確認しましたところ、法的な車道での自転車レーンの整備というのは、今現在は計画はないということでもあります。

となれば、市、行政、道路管理者のほうでこういった対策をしていくかとなるんですが、表示に関しては警察も協議が必要になってきます。

自転車を車道を走らせるということに対して、やはり危険な空間を走らせるということになりますので、私どもも慎重に考えてるところであります。

まず、市内の駅周辺等がやっぱり自転車がよく走ってきますので、そこらあたりを一つの整備計画に挙げたいなと思っておりますが、市内の駅周辺はまだ道路の幅員等、都市計画も未完成な部分もあります。道路幅員も自転車レーンをとれるほどの幅員はございません。

そういった中で、今後、できるところを具体化して、警察と協議しまして、自転車対策、これに努めてまいりたいと考えております。

それと、正雀駅前の中期財政計画についてでございますが、平成18年ごろから事

業計画を立てまして、測量、設計、用地買収等を行いまして、今現在、事業延長165メートルのうちの約50%を用地確保させていただきました。地権者のご協力をいただいて、用地買収は50%できております。

そこについて、平成26年度は暫定的な歩道整備ということで、府営住宅から正雀南自転車駐輪場のところまでの約50メートルを暫定歩道とさせていただいております。

今後は、残り50%について進めてまいりたく中期財政にも見込んでおりますが、何分、権利関係、特に残り50%の用地に関しては、国有地の水路敷きというのが公図上、残っております、土地の用地確定測量というのがまだできていない状況です。その作業を進めるに当たりましては、地権者の協力がなければできません。ただ、地権者の中には相続登記が長年されてないところがありまして、権利関係が複数になって、相続関係人が多くあります。その中でまず代表者を立てていただいて用地測量をはかっていきたいと考えているんですけども、それも今、交渉中でございます。

ですので、中期財政の計画としては、若干、先延ばしになる可能性がありますけれども、引き続き全体の事業が完成することを努力して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○野原修委員長 江草課長。

○江草都市計画課長 中川委員の都市計画課にかかるご質問にお答えさせていただきます。

まず、景観形成活動助成金につきましては、市民の皆様にも景観に関心を持っていた

だきっかけを持っていただくという目的があると考えております。

この目的を達して成果としては、いろいろ景観に関して考えていただくという形が市民さんに浸透してまいっているのかなと考えているところでございます。

この景観活動につきまして、今後の展開についていろいろ検討してまいる時期に来ていると考えているところでございます。

次に、大規模建築物の届出につきましてでございますけど、大規模建築物は、現在、全市におきまして一定の規模、高さとか、建築の面積とか、それに該当するものに届け出をいただいて、その建物を建てるときに、建物の色彩とか、緑化の配置とかについてのアドバイスについてアドバイザー委員会等を実施して、建築者に助言をしているという状況で、大体30件弱で推移している状況で、今後、大きな開発等も吹田操車場跡地等が出てきますし、最近ですと鳥飼の区画整理事業の大きな区域内での建て替え工事等も発生していますので、大規模に限っては景観上、周囲に色彩、とっぴな色とかがありましたら影響が及びますので、その辺を中心に助言してまいりたいと考えております。

吹田操車場跡地につきましては、今後、景観についてはより強い誘導をしていくために、南千里丘と同じように、景観形成地区という形で、景観についての基準を策定してまいりたいと考えているところでございます。

都市計画マスタープランにつきましては、平成24年、25年、26年の3か年かけまして、平成26年に都市計画マスタープランを改定したところでございます。

都市計画マスタープランは、長期の撰津

のまちづくりを考える計画でございますので、平成26年は、マスタープランを策定して、初年度になりますので、マスタープランで定めたまちづくりの方向性がずれてないかというのを監視してまいりまして、ある程度、蓄積できたところで、マスタープランの中でも示しているとおおり、中間、5年目程度を考えておりますけど、それまでに蓄積した方向性を検証しまして、マスタープランの方向性が間違っていないかというのをまた検討して、まちづくり、方向性を見誤らないような形で監視、誘導してまいりたいと考えております。

以上です。

○野原修委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 お答えいただきましてありがとうございます。

大体、1回目で済むように考えてたんですけども、何点か自分の考えと、また質問させていただければと思います。

まず、公園みどり課のほうで、私、この間、一般質問させていただいて、緑がやっぱり必要というふうに子どもころから思っていて、この間の切り口としては建蔽率、容積率というか、そういうような建築申請の届け出のときに何とか義務的にできないかというふうに考えて質問させていただきました。

今回、花壇等の維持管理充実事業とか、目に見えるところで花を植えて、市民の方々も増えて、お金をつければいろんなところに花壇を設置してというわかりやすい事業だと思います。

こういう事業も大切だと思うんですけども、全体的な大きな緑。ただ花を植えるだけとかという意味じゃなくて、もうちょっと大きく、これだけじゃなく、違うほうにも傾注して考えていっていただけれ

ばなと思います。

次に、花いっぱい活動の助成金、こういうふうには肥料、土、花、それをそれぞれに助成してるといふふうに言われましたけれども、それでしたら市が一括して購入して貸与するといふほうが効率がいいとか、経済的に経費分、安くなるんじゃないかなといふふうに単純に思うんですけど、その辺はどうお考えなのか、簡単でいいので、教えていただければと思います。

公園の補修事業ですが、AランクからDランク、危ないのが31件、いろいろ順位の中でやってますといふふうにお話しただきましたけれども、もともと経年劣化とかいろいろあるんですけども、遊具の品質保証といふのはどういうものなのか、もうちょっと詳しく。例えば、滑り台だったら20年なのか、30年なのか。どの程度までメーカーが保証するのか。簡単に壊れるとは思いませんけれども、子どもが使う用具ですから、十分安全の配慮の中でいろいろな基準の安全審査をクリアしてきてる製品が公園にあるとは思いますが、余りにもそういうふうな遊具が壊れるといふのは、使い方とかもあるんでしょうけれども、その辺の考え方をもうちょっとだけ教えていただければと思います。

あと、砂場の消毒業務なんですけれども、件数で割れば、単純に言って1回当たり3万2,800円ぐらいになると思うんですよ。これは抗菌剤を入れてシルバーの方が攪拌するよりは、それぐらいの金額があれば土木維持作業で砂を運搬してきたときに、砂ごと入れ替えられないかなと単純にそう思ったんですけども、そういうことができないでしょうか。そっちのほうが衛生的だと思うんですけども、教えていただけますでしょうか、もう一度。

あと、いろいろな委託契約で業者が一緒という部分はありませんけれども、当然、地元の都合というのか、業者の数だとか、そういうランクづけのこととかいろいろあるとは思いますが、一番は市民の有益性が担保できるような形で進めていただければと思います。

あと、予算で道路管理課ですけれども、土木維持作業業務費用が200万円上がったとのことで労務単価が今、上昇したといふふうな答弁があったと思います。入札でもいろいろ労務単価の違い、実勢単価との違い、そういうので公共工事が民間にしたらおいしくないとかといふふうな意味合いがあるのかもわかりません。結構、不調が続いてるといふふうなことが今、言われてると思います。ちなみに、普通土木作業員、ガードマン、平成25年、26年で、例えば労務単価とかそういうのが積算で数字があると思いますけど、幾らで、大体どれぐらいの上昇率だったのか、教えていただけますでしょうか。

次に、道路交通課、公共交通整備事業、内容はわかりました。鳥飼地域、鳥飼上、中、そういうところの方々にはやっぱり公共交通の鉄軌道が充実してない分、バスというのがすごい生命線になります。そういうふうに位置情報とかがすぐわかって、待ってる時間が短いとかというのは本当にいいことだと思います。ですので、もう少し公共交通事業、この辺に力を入れて、当然、今もご努力されてるのはわかるんですけども、バス事業、市民の利便性向上に努めていただければと思います。要望です。

あと、自転車行政について、いろいろな形で今、ご答弁いただきましたけれども、自転車行政、自転車も一つ間違えれば、すごい大惨事、凶器にもなります。ぜひ自動車

のレーンの明示化、カラー化とか、そういうふうにしかりと取り組みをしていただければと思います。

あと、都市計画課のほうなんですけれども、これは自分の理想というか、思いなんですけど、都市計画審議会、都市計画マスタープラン、これは摂津市の将来というんですか、を決める大事なところだと思っています。その中で20年、30年後の摂津市というので、何か模型とかはできないんですか。イメージでほわっと。そういうのがあればわかりやすいなど。そういうのにもお金とかがかかりますけれども、何が言いたいかといったら、こういうためには、こういうふうなものをしなければいけない、こういうふうな動きをしなければいけないと思ってることと、そういうまちづくりが一致できるような形になればいいなということで、都市計画の部署がもっと市の中で全面的に前に出ていけるようなそういうふうな部署であっていただきたいと思っています。要望です。

あと、土木維持作業のところ、土木維持作業だけは発注の仕方が前期、後期というふうに通じて、業者さんの絡みもあるのかもわからないですけど、分かっているんですけど、前期、後期で分かっている根拠とメリットを教えてくださいたいと思います。

あとは、阪急正雀の駅前のことなんですけれども、阪急正雀駅前は都市計画のそういうふうな絵だとか何もないところだというふうにお聞きしてます。近くにはこれから吹田操車場跡地の開発が広がっていきます。その中で正雀も、取り残されるというわけじゃないですけども、千里丘地区と比較するとかというわけじゃなく、操車場跡地と一体になって、一つのまちなん

だということがもうちょっとわかりやすく何かできるようなこと、対策とかそういうのが何かないのか、その辺、簡単で結構ですので、難しいとは思いますが、教えていただければと思います。

以上です。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午前11時18分 休憩)

(午前11時19分 再開)

○野原修委員長 再開します。

答弁を求めます。

竹下課長。

○竹下公園みどり課長 中川委員さんの2回目のご質問に対してお答えいたします。

まず、1点目なんですけど、花壇維持充実事業と、それから花いっぱい活動事業、この原材料を一括で発注してはどうかというご提案だったかと思っています。

これにつきましては、花壇等維持管理充実事業は、いわゆる直営花壇でございまして、定期的に四季折々の花を直営の花壇に植栽しているということです。

ですから、花いっぱい活動は市民団体さんがされますので、その申請があるたびごとに我々が原材料を発注しているということとございまして、なかなか一括した発注は難しいのかなというふうに考えております。

それから、公園の補修につきまして、遊具の件、品質保証はございます。また、耐用年数なんですけど、いわゆる鉄部材、鋼製部材については15年、木製遊具については10年を目安にしております。

これにつきましては、先ほど専門家による点検と申し上げました。この専門家はどのような基準でもって点検をしているかといいますと、平成18年に国が基準を定め

ているんですが、それに基づいた形で点検を行っておりまして、そこで瑕疵が発見された場合については、先ほどランクを申し上げたとおりでございますので、修繕が必要となる、危険遊具という形で判定されますので、対処いたしているところでございます。

最後に砂場消毒と、維持係が砂場の補充をするのと、砂場を補充したほうがきれいなのではないかというお話であったかと思いますが、砂場の補充につきましては、先ほど申し上げましたように、定期的な砂場の補充はいたしておりません。いわゆるパトロールであったりとか、市民からの要望であったりとかをお聞きした中で、砂場の量が少なければ維持係のほうにお願いして補充してもらっていると。

一方、砂場の消毒につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、いわゆる定期的な消毒をやっていると。2か月に1度の消毒をやっているということでございますので、確かに新しい砂を入れるときれいかと思えます。ただ、全ての砂場にそんなだけ分だけの砂を補充するというのは、非常に難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○野原修委員長 山本次長。

○山本土木下水道部次長 それでは、中川委員さんの2回目の質問にお答えさせていただきます。

土木維持作業の単価上昇の話でございますけれども、平成25年度当初に設計を行いまして、その中で単価契約はいたしております。その当時で、最初に契約したんですけれども、すぐに単価の急上昇があるということで是正をなさいという通達が回ってまいりました。そこで約1割程度

の単価の上昇が見られましたので変更契約をいたしまして、当時でいきますと、組み合わせにもよるんですけれども、1班で1万円程度上がってしまったというような状況がございましたので、次年度、平成26年度、200万円を要求したものでございます。

また、前期、後期のメリットでございますけれども、そういう単価の上昇だとか、価格変動にも対応することもできますし、市内業者さん、前期、後期に分けることによって、機会を均等に分けることもできるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○野原修委員長

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。

それでは、続けて質問のほうをさせていただきたいと思えます。

2014年度の決算ということで、昨年度、1年間、振り返ってみたんですけれども、大きくは消費税が5%から8%へそういったこともありましたし、そういった中でさまざまな事業を、これまでと同じような予算枠で執行していこうと思えば、やれることが減っていくとかというようなことになってはいないのかなというふうな心配も一定持ったりしていたところあります。

いろいろと聞いていきたいところもあるんですけれども、中身を絞ってきょうは聞いておきたいと思えます。

最初に、都市計画課にかかわっては、決算概要では120ページのところで、JR西口エレベーター設置事業で4,242万7,600円。ようやく長年、多くの市民の方が要望していたエレベーターがJRのと

ころについてということで、そのことに対して喜んでおられる市民さんの声も聞いております。

今回、JRとのさまざまな交渉や、やりとりを通じて実現ということになったのですけれども、振り返ってこの事業について担当課の思いというか、そんなんを聞かせておいていただけたらと思っております。

続いて、公園みどり課にかかわる部分で、先ほど中川委員のほうからも少し指摘がありましたけれども、公園維持管理事業のうち水景施設管理業務委託なんですけれども、例年、同じ業者さんに発注になってるということで、業者さんの努力でそうなるのかなということもおっしゃれましたが、例年は400万円台で、推移したと思うんですけれども、ことしに限っては、事務報告書を見ると、554万400円ですか、ということで挙がってます。境川のせせらぎ緑道や、また鶴野の駅前の公園、あとせんだん公園やしば公園というようなところでの4か所での水景施設ということかと思うんですけれども、何かこの委託料が上がるようなそういう要素が昨年度あったのかなということを確認のため、聞かせておいてもらいたいと思いません。

あと、同じ公園維持管理事業なんですけれども、ちびっこ広場の箇所数が前年の95か所から97か所に増えてるのかなということなんですけれども、どこで増えたのか、確認で聞かせてください。

次に、建築課にかかわる部分ですが、決算概要では120ページ、震災対策推進事業で今回は470万1,000円ということです。なかなか耐震診断や補強工事や助成金の執行額というか、件数についての伸

びが大きくはこの年度も増えてないということなんですけれども、取り組みの中身について一回、この際、聞いておきたいと思えます。

あと、道路管理課にかかわる部分では、概要で116ページ、橋梁長寿命化修繕事業ということで、3,964万8,960円となっております。その中身で、事務報告を見ておりましたら、委託料のところ、橋梁定期点検業務の委託で、当初委託金額から変更後の委託金額ということで、委託料の欄、2段に分かれて書かれております。また、同じように、修繕料でも、柳田橋耐震補強工事、工事の概要では、橋脚巻立て工ということになるんですか、これも当初請負金額と変更後の請負金額ということで、どちらも100万円から200万円、差があるんですけれども、当初の委託とその後の変更というこの流れというか、そういうものについて、確認のため、聞いておきたいと思えます。

続いて、道路交通課にかかわる部分です。2014年度は自転車、自動車の駐車場の管理を指定管理委託に切り替えが行われた年でした。とりわけフォルテ以外の駐輪場、駐車場については、今回、公募で事業者を選定して、民間業者に委託が決まったということでありましたけれども、そんな中で指定管理の委託費、それから自転車や自動車の駐車場の使用の状況、またもし市民の皆さんからの声とかということで、この変更にかかわって特徴的な声なんかを挙がってるようでしたら、そういったことを聞いておきたいと思えます。

あと、市内循環バス運行補助事業、先ほど中川委員のほうから質問もありましたけれども、また公共施設巡回バスの運行事業にもかかわってくる分かと思えますけ

れども、やっぱり走らせるバスの利用の利便性を向上させていくということで、さまざまこの間、取り組みがやられてるというふうに思います。先ほどあったICカードシステムやロケーションシステムということで、民間バス会社がこういうことを導入して、これで利用の増加につながっているのかどうかということと、また循環バスのほうでは年度末に正雀のほう、新しく道路が府営住宅のほうに回り込んでということで、バス停の設置も行われております。そういった中でのバスの利用状況の変化がどうなのか。また、巡回バスについても、ルートの変更をこの間、行われてきたり、またバス停にベンチをつけてほしいということで、幾つかそういったことでの改善もあったのかなというふうに認識しているんですが、そういった中での利用の状態が今どうなのかということでお聞きしておきたいと思います。

あと、もう1点、下水道業務課にかかわる分です。決算概要の112ページです。公共下水道事業特別会計繰出事業ということで、21億5,600万円です。昨年度から始まっている第5次行政改革実施計画の中で、将来的にはこの繰り出しのうち法定外の繰り出しはやめるということも計画に挙がってて、検討がされていっているのかなというふうに思うんですけども、21億5,600万円の中で法定外と、いわゆる法定の繰り出し、そこの内訳、どういった金額になるのかお聞かせ願いたいと思います。

以上、お願いいたします。

○野原修委員長 答弁を求めます。

江草課長。

○江草都市計画課長 弘委員の千里丘西口エレベーターのご質問にお答えさせて

いただきます。

千里丘西口のエレベーターにつきましては、長年の懸案でありまして、西口につきましてはエスカレーターしかない状態が長きにわたって続いておりました。エレベーターにつきましては、大変場所が狭いとか、鉄道に近接しているとかといういろいろな問題もございまして、JR西日本、JR貨物との協議も多々行ったところでございます。

私につきましては、平成26年度の最後の工事の部分だけですけど、それまでの都市計画課の担当、全て大変苦労してまいったところでございます。

工事につきましては、近接工事で工事の期間が長期にわたりまして、開業につきましては昨年12月27日、仕事納め後ということになりましたけど、今現状、供用開始した後を見させていただきますと、お年寄りだけではなくて、乳母車を押されている若い世代とか、多くの方に使っていただいている状況がございまして、大変有意義な事業だったと考えているところでございます。

以上です。

○野原修委員長 竹下課長。

○竹下公園みどり課長 弘委員さんの1回目の公園みどり課に関係します質問に対してお答え申し上げます。

まず、公園維持管理事業の水景施設業務の委託の件でございしますが、例年と比べて増額になってるというお問いだったと思います。

これにつきましては、先ほど道路管理のほうから答弁がありましたように、労務単価の上昇でございまして、労務単価が急激に上昇したことによりまして、設計金額全体が上がったものでございます。

それから、消費税の引き上げも影響したところでありまして、その応分の金額分だけ増額になったというところでございます。

それから、ちびっこ広場が2か所増えていると。具体的な場所についてはというお問い合わせだと思いますが、前年度より一津屋3丁目の大規模開発がございました。それから、庄屋1丁目の大規模開発がございました。この二つの開発で提供された公園でございます。

以上です。

○野原修委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、耐震化促進の取り組みについて、弘委員さんの4点目の質問にお答えいたします。

まず、耐震化促進の取り組みの内容につきましては、平成18年に耐震改修促進法の改正がなされております。それを受けまして、全国の自治体のほうで耐震改修促進計画を位置づけて、民間の住宅、建築物につきましても、公共施設と変わらず、耐震化に取り組むことという位置づけを一定なされております。

それを受けまして、本市におきましても平成20年3月に市の耐震改修促進計画を定めているところでございます。

この目標といたしましては、平成27年度末、今年度末ではございますが、耐震化率90%を目標にしているところでございますが、今現時点におきましては、なかなか達成がしづらい、困難であるという認識でございます。

民間の住宅に対しましては、耐震診断と耐震改修に対しまして、一定、建物の所有者等に対しまして改修の費用の一部を助成するというところで、補助の制度を耐震診断に関しましては平成19年度から、耐震改

修につきましては平成20年度から補助制度を構築いたし、目下、積極的に取り組んでいるところでございます。

ただ、弘委員おっしゃるように、耐震診断は受けてはいただけるが、耐震改修になかなかハードルが高いというところでございまして、平成26年度におきましても、平成25年度に比べて比較的少ないという状況が確認されているところでございます。

要因といたしましては、やはり経済的な要因。なおかつ、平成26年度は、先ほどおっしゃったとおり、消費税の増税、それから先ほどもありました労務費の上昇等、あと資材単価の上昇も昨年度はございまして、そういうところから耐震診断は受けてはいただけるんですが、耐震改修につながらないという状況で、我々、事務を担当しております建築課のほうといたしましても、ジレンマに陥っているところでございます。

耐震化の必要性に気づいていただくために、我々、大阪府さん並びにNPO法人さんとも連携、協力いたしながら、市民啓発の活動にも取り組んでおります。その中で重点的に地区を選定いたしまして、市民フォーラムということで開催もいたし、その中で耐震の補助制度の説明も併せて実施しながら、市民啓発活動のより一層の充実に努めてまいりたいと。

併せて市の広報並びにホームページ等々でも告知をいたすような形で取り組んでいるところでございます。

今年度、平成27年度から28年度にかけてまして、耐震改修促進計画の見直し作業にとりかかっているところでございます。平成27年度の作業といたしましては、そういう既存の今までやってまいりました

補助金等の施策について、一定、検証も図りながら、平成28年度には計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

これに当たりましては、有識者の方にも入っていただいた会議も設置をいたしながら、その中で検証作業を進めてまいりたい。ただ、これは行政が一方的に押し進める施策ではございません。市民ないしは建物をご所有されている方のご理解、ご協力がないとなかなか進まない状況でもございますので、今年度、建物の所有者向けに、一定、耐震化の促進のための意向調査、意識、どのようなものを意識としてお持ちなのかということもアンケートの取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、弘委員のまず指定管理に伴う、フォルテ以外に民間業者が委託したモノレール、摂津市駅、千里丘駅東の委託費、それと収入の状況についてご答弁させていただきます。

まず、フォルテ以外の民間事業者による指定管理者は、アマノマネジメントサービスが委託を請け負っておりまして、まずモノレール自動車及び自転車の管理委託料につきましては、3,903万7,680円。前年度に比べて30万ほど委託料は減っております。摂津市駅及び千里丘駅東につきましては、1,880万円の管理委託料で、前年よりも23万ほど減額となっており、それぞれ経費の削減が図れた、消費税がアップしたにもかかわらず、管理委託料の軽減が図られたというような内容となっております。

また、収入につきましては、まずモノレール自動車・自転車につきましては、自動

車が382万2,750円、自転車が3,498万2,100円。これは前年度に比べて220万ほど減った状況です。

それと、摂津市駅自転車駐車場については1,138万5,800円、それと千里丘駅東については747万5,900円。これも昨年度に比べて、トータルで減少しております。

経費削減は民間の努力に努めてきたところですが、使用料につきましては利用者次第などところもあります。また、モノレール南摂津の自転車に関しましては、周辺の大型店舗が備えている駐輪場があるんですが、そちらのほうに流れているような傾向もございました。

また、昨年より減額になっているのは、自動車駐車場、特に南摂津自動車駐車場に関してなんですが、昨年は周辺の民間企業の建て替えとかそういった業者、あるいは摂津市の耐震工事、味生小学校の耐震工事とか、その辺の業者の方々がお使いになられたということで、去年は今までよりも収入が多かった。それに比べてことはちょっと減ったというような状況です。

全体的に見ますと、収支バランスとしてはほぼ管理費と使用料についてはプラスマイナスゼロ、若干、マイナスにはなっておりますが、そのような状況になっております。

また、市民の声につきましては、特にアマノの職員に対して接遇態度が悪いとか苦情とか要望とかそういった声は聞いておりません。

それと、循環バス、巡回バス補助、利便性、それから正雀駅乗り入れ後の利用状況等についてでございます。

まず、循環バスにつきましては、平成25年3月18日に千里丘駅発着の基点と

した運行ルートに変更しております。その後、直接、千里丘からの乗り継ぎなしで乗車できるということから、時間も短縮したことで、利用客が増加しているような状況で、平成24年から25年に関しては、年間1,500人、利用客が増加しております。平成25年から26年に関しては、年間500人、さらに利用客が増加している状況です。

1便当たりも、平成24年度は2.8人から、平成25年度が3.4人、平成26年度については3.6人と、年々、増加しております。

また、平成27年、ことし3月16日から十三高槻線正雀工区の側道の開放に併せて、正雀駅前のデイハウスまで運行ルートを延伸したこと、それと朝・夕の時間帯、1時間延長したことで、利用客が今現在さらに伸びている状況で、今年度の4月から8月まで、同月の前年に比べて1,700人ほど利用客が増加し、前年比30%ほど伸びている状況であります。

1便当たりも、平成26年度3.6人から、今年度途中ではございますが5.4人と増加しております。

また、巡回バスにつきましては、平成25年8月1日に鳥飼西スポーツ広場のほうにルートを延伸したことで、それによって運行距離が長くなって、巡回バスは路線バスを補完するバスとして、朝・夕除いた時間帯で運行しているかげんで便数が4便に減ってしまいました。その分、年間の利用客は、平成26年度においては減少しております。ただ、1便当たりは、平成24年度が6.2人、平成25年度は6.4人、それと平成26年度については6.2人とほぼ横ばい状態であります。同じく今年度につきましては、徐々に回復傾向にあ

りまして、8月末現在では1便当たり7.5人というような状況になっております。

それから、バス停のベンチについてでございますが、まず市内を走っている阪急バスと、巡回バスであるセッピー号も含めて、阪急バスのほう、あるいは循環バスである近鉄バス、民間のバス事業者のほうへはバス停のベンチについて要望をしております。その中で、まず巡回バスにつきましては、これは市のほうが委託している運行バスですので、平成26年度は流用させていただいて、新鳥飼体育館の前にその施設を所管している部署と協議して話が整いましたので、新鳥飼公民館につきましては、公道から施設までが若干、距離がありますので、どうしても施設の中で待っていると乗り遅れてしまうというような声もありましたので、他の科目から流用させていただいて、公民館の前については1基、ベンチを設置させていただきました。

それとはまた別で、阪急バス自身の路線バスの運行経路において、これは平成27年度になるんですが、文化ホール前のところで、歩道幅員がベンチを設置して残りの幅員が規定以上の幅員がとれるということで、阪急バスのほうがベンチを新たに設置した次第であります。

また、近鉄のほうにも循環バス、これは府道等にバス停がありまして、かなり広い幅員になってはいるんですけども、近鉄バスとしての回答はなかなかいい回答がもらえなかったんですけども、今後もバス利用者の休憩といいますか、待ち時間の利便性といいますか、それを向上するのに近鉄バスのほうにはさらにまた要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○野原修委員長 山本次長。

○山本土木下水道部次長 それでは、弘委員さんの1回目の質問にお答えさせていただきます。

決算概要116ページの橋梁長寿命化修繕事業3,964万8,960円のうち、委託料と修繕料の変更増という内容であったかと思えますけれども、橋梁点検業務委託料につきましては、平成25年に橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしておりますけれども、対象外である小規模な橋梁についても、順次、点検が必要ではないかということで、平成26年度に5年に1回の定期点検が行えるようにということで予算をいただきました。

ただ、その後、平成26年に自治体に点検を義務づけます道路の維持修繕に関する省令が制定されました。その後、7月1日に施行されたんですけど、その内容は、5年に一度の頻度で定期点検という内容はあっておったんですけども、点検要領につきまして、近接目視という形で非常に厳しい内容での点検をなささいという内容がうたってございました。そして、私ども、考えていた点検の内容でいきますと、想定した32橋ほどしたかったんですけども、それだけ賄えることができなかつたと。設計時点では15橋しか設計できませんでした。入札によりまして、入札、落札減がございましたので、請負業者さんと相談の結果、倍というまでにはいきませんでしたけれども、次年度以降の負担を少しでも減らしたいということで、22橋に増やさせていただいて、行ったものでございます。

修繕工事、柳田橋の耐震化なんですけれども、これにつきましては橋脚の耐震補強をいたします。ただ、高水敷にございましたので、実際、掘ってみて橋脚の内容も確

認いたしながら補強するんですけれども、想定と資料から見るのと若干、形状が変わったと。その中での補強の量が若干変わったと。埋戻しだとか、土量が若干変わったというのと、あと一番大きいのが、当時、影響部分だけの、高水敷、ジョギングロードの舗装復旧をするつもりでいたんですけれども、最終年度、今年度ですけれども、両方終わればジョギングロードの舗装も復旧しようというふうに考えていたところでございますけれども、平成27年度に影響のない範囲で先に補修しておくほうがジョギングロード利用者のためにもいいですし、危険がないようにという形で舗装復旧を大きく増やしたということでございます。

以上でございます。

○野原修委員長 野村参事。

○野村土木下水道部参事 それでは、下水道業務課にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

公共下水道特別会計への繰出金、21億5,600万円の内訳というお問い合わせございました。内訳といたしまして、基準内にかかわる部分が17億5,017万2,000円、そして基準外の部分が4億582万8,000円となっております。

以上です。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午前11時55分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○野原修委員長 再開します。

弘委員。

○弘豊委員 午前中に引き続き、2回目の質問をさせていただきます。

最初に質問しましたJR千里丘駅西口エレベーターの設置にかかわってですけれども、これは、今ご説明もありましたよ



いうことも大事ですし、また、実際、その耐震診断を受けて、問題あるなというのがわかりながら工事にいけない、そういう人たちに対する聞き取りというか、どういったことが必要なのかなということ、今後継続して取り組み進めていってもらえるように要望しておきたいと思います。

続いて、道路交通のほうですけれども、自動車・自転車の駐車場・駐輪場にかかわってです。

指定管理の新たなアマノさんとの契約の中で、今の実態については把握しました。ただ、実際、その担当課としての評価ですね。市民の方からは特に声というふうなことを聞いてませんよということ、答弁の中でありましたけれども、これまで人を置いてやっていたモノレールの下の駐車場なんかでしたら、南摂津のところは、あそこは無人になったんですね。そんな中で、その機械の不具合とかで対応を業者のほうから走ってきてもらわないといけないような、そんなケースも年内には何度も起きているというふうに思うんです。

また、例えば、そのモノレールの昨年度ですね、火災が発生したことがありましたよね。南摂津のもうちょっと南側ですか。ああいうのが駅のところで起きた際に、緊急に対応しなあかんようなケースとかも出てくることもあるんじゃないのかなというふうに思うんです。そういった不安な人もやっぱりありますので、この間の状況というのは、きちっと評価をしておいていただくことも大事かなと思っております。

それで、指定管理の今回の選定をする際ですね、選定委員会開かれて、今回は公募でということで行われました。この駐車場・駐輪場にかかわっては、選定基準四つ

設けて、一つには、市民の平等な利用が確保されていること。また、二つ目には、施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること。ここは今回やられているのかなというふうにも聞きましたけれども、三つ目には、事業計画に沿った管理を安定して行う能力があること。四つ目に、その他という項目で、地元雇用の機会拡大であったり、類似施設の運営実績とかいうことで、そういった選定基準の中で今回、このアマノさんが、一番点数が高かったということで受託されております。

そのところがやっぱり年度終えて、毎年、この指定管理者については事業報告を出していただいて、それに対する評価ですね、モニタリングも行っていくということが指定管理者の手引きなり指針なりにあったかと思うんですが、そこらあたり踏まえて、この平成26年度、この事業実績をどう評価しているのかということを少しコメントですね、いただきたいなと思っております。

続いて、もう一点、道路交通にかかわっては、バスにかかわる部分です。

先ほど、バスの利便性を向上させていくことで、利用者も増えていくんだというふうな、そういったことの数字が示されたのかなと思っております。

また、利用者の声、やっぱりしっかり聞き取って、そういうベンチが必要だ、そういうのがなかったら、なかなか利用しなくてもできないような実態があるというふうな、そういったこと、引き続き対応をしていっていただきたいと思っておりますし、また、今のご答弁は、巡回バスと循環バスのところで利用の実績ということをお答えいただきましたが、民間のところですね。近鉄バスさんや京阪バスさんや、き

ようは、そこの実態まで要らないですけれども、またそこでもやはり利用が増えていくような、そういう市としての支援なり役割なり、果たせるように要望しておきたいと思います。

また、ベンチの点では、新しくできた正雀の府営住宅の周りですよね。十三高槻線のあたりだったら、かなり幅員もありますし、スペース的には可能なのかなと思います。

また、府営住宅北側の部分などでの乗り降り、結構、今回増えているんじゃないかというふうに思うんです。駅から降りてこられてバス停で待って、それでバスに乗っていくというふうな、そういうことでしたら、あそこやっぱりそういう待ち受けになるスペースというふうなところが必要ではないのかなというふうにも思います。

今だったら、あそこはデイハウスがあったらあって、ちょっと花壇のところに腰かけたりとかするようなことができたりもするのかなと思いますけれども、今後、あそこの場所がどういうふうな形になるのかなということも、これは今後のことになりますけれども、あそこの点でも、そういった利用者の利便の向上というふうなことで、ベンチの設置も検討していただけたらというふうに、これも要望しておきます。

道路管理にかかわってです。

橋梁長寿命化修繕事業のことをお聞きしました。ご答弁の中で、それぞれの委託料や修繕料や、当初の見込みとその後の変更の実態については理解をしました。

そういった点で、当初予算で組んでいた額からいいますと、今回、変更後に増えているかといったら、そうではないわけですね。当初予算の中で、これ枠内で行っているということなんですけれども、点検必要

な橋梁が32か所ということの中で当初15か所について、点検のほうの委託については予想していて、22か所まで年度内でやれるようになりましたと。

また、今後のところ、これはもう平成27年度のところで議論がされたのか、予算のところでもそういう話あったような気も今しておりますけれども、そういった点では、きちんとこれが行われていくように進行していただきたいなということと、また、修繕料のところでは若干、ジョギングロードの部分がというふうなこととか、つけ加えておっしゃられましたが、それがその工事の当初の契約の部分には入っていなかったということだったら、それでよいのかなという気もね、話を聞いて、しました。そういった点では、当初のその契約の内容が適切だったのかどうかということですね。改めてちょっと精査する必要があるんじゃないかというふうに思います。

大体の流れとしては、1回目の答弁で理解するんですけれども、そこのところが適切なかどうかということの点、2回目、教えていただきたいと思います。

最後に、下水道業務のところでの公共下水道事業特別会計の繰り出しなんですけれども、法定枠のところでは17億円ほど、それから、法定外で4億582万円と、そういった説明でありました。

この法定外繰出の部分ですね。これを今後なくしていくようなことが検討されていると聞くわけなんですけれども、これをやっぱり今出している、これまで出している、そういった意義ですよ。その点について、どうしてこれまでこれを行ってきているのかということを変更してなんなんですけれども、お聞かせいただきたいのと、なく

したときの影響はどうかということ、お聞きしておきたいと思います。

2回目、以上です。

○野原修委員長 答弁求めます。

山本次長。

○山本土木下水道部次長 それでは、弘委員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、点検の分なんですけれども、当初、169橋のうち39橋を長寿命化しました。残り130橋を5年に一度ということで行くと、平均して32橋程度になるんですけれども、その32橋をするのに当時の点検の方法で行くと、500万円の予算でいけるだろうと見ておったんですけれども、近接目視という非常に厳しい内容での点検ということになりまして、設計上は15橋で、落札減によりまして、残りのお金500万円いっぱいまでということもあるかと思いますが、業者さんの作業料だとかいうこともございまして、22橋までは増額の中でいけるだろうというご相談をさせていただいて、予算もございましたので、可能な限り、増やさせていただいて、次年度以降の分を何とか軽減しようということとさせていただいたものでございます。

また、柳田橋の分につきましては、工事車両はどうしても高水敷、ジョギングロードの部分を通りまして工事車両が通りますので、それを傷めた、最終年度で2か年かかってやりますので、平成27年度に全部、影響があったところについては直すつもりでおったんですけれども、かなりまた経年の劣化もございましたので、平成27年度に使わない、影響を及ぼさないところについては、早期にしたほうが利用者の利便性だとか、安全性も図られるということで、

予算もございました中で500平米以上ですけれども、ジョギングロードの復旧を平成26年度に入れさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、弘委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、アマノマネジメントサービスの評価についてでございますが、モノレール摂津駅ほか南摂津駅、その施設の中の場内の機能を最大限に利用して、例えば摂津駅でいきますと、自転車と自動車の配分を変えて、周辺の自動車駐車場が増加する中で、自転車及びバイク等の配置区分を増やしたりとか、そういった場内での再配分なんかも検討して実行しておる関係で、摂津駅については、収入を増やしているような状況でございます。

先ほどもお話をさせていただきましたが、管理委託料につきましては、今までのシルバー人材センターのほうで施設管理していた分につきましては、消費税も上がりながら、経費が削減しているということについても評価したいと考えております。

また、南摂津、機械化に伴って、平成26年度、いろいろとトラブルと申しますか、苦情と申しますか、あったのではなかろうかというお問い合わせなんです、確かに南摂津の駅周辺の自動車・自転車が機械化したことによって、利用者がやっぱりふなれな点がありましたので、多少、機械の操作方法、あと入出庫時のゲート、あるいは精算機の標示等について、エラーがあった分についてトラブルがあったんですが、オンコールサービスセンター、オンコール方式によってサービスセンターのほうと連絡体制は

24時間ではとっておるんですが、たまたま平成26年度において1件あったんですが、どうしても利用者がそのまま電話機を切って、サービスセンター、コールセンターのほうは対応できなくて、緊急で警備会社のほうを出動させたという事案があったんですけれども、たまたまが続いて、警備会社のほうも優先順位の高い警備のほうが先行で入った次第で、利用者にとってはちょっと迷惑かけたというふうな事案が一つありました。

それについて今後はないようにアマノの職員の緊急体制も含めて、改善はしております。

また、施設以外の不測の事態に、対応については、例を挙げて申されたモノレールについては、そういった連携体制はとっておりませんので、なかなかそういった対応は難しい反面はあるんですが、危機感を持って、今後も施設管理に取り組んでまいりたいと考えております。

また、選定の際の基準として、事業計画に沿った安定した経営につきましては、今のところ、指定管理者のほうからも毎月業務報告も提出があり、収入に対しての入金等、その辺は問題なく処理ができておりますので、特に問題なく、安定しているということと、それとまた地元雇用に関してなんですが、まず、その選定するときにも公募者、業者には言っておったんですけれども、やっぱり地元優先的な雇用を考えるようにということで、結果、今回、アマノが平成26年度から指定管理で行っておるんですが、市内の60歳以上をまずメインとして、雇用を基準に置いているような状況でございます。

あと、平成26年度の評価については、年度も終わりました、施設管理者のほうか

らの評価、あるいは、所管課の評価も出しておりますが、その評価については、今、政策推進課のほうが取りまとめしているということで、11月に公表ということですので、この場では差し控えさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○野原修委員長 野村参事。

○野村土木下水道部参事 それでは、下水道業務課にかかわります2回目のご質問にお答えいたします。

法定外繰出の意義と、なくしたときの影響ということでございますが、下水道の特別会計につきましては、委員もご承知のとおり、歳出に見合う歳入の確保というのが大原則になっておると思います。

その中で歳入につきましては、下水道の使用料であったり、資本費平準化債を発行しつつ、この収支の均衡を図るために一般会計からの繰り出しというのを行っております。

繰り出しにつきましても、先ほど来ありますルールにのっとり部分、基準内の部分と基準外の部分がございまして、この部分につきましては、この間の社会経済情勢等いろいろ考えた中で市民負担、極力お願いしていかなければならないものをお願いしていきつつ、一般会計のほうで負担といいますか、できる部分は可能な限りやっていくということで、この間やってきたものと考えております。

そして、この基準外の繰出金がなくなったときの影響ということになりますと、当然、基準外の部分になりますので、この部分を歳入の確保の努力を行わないといけないという部分と反面、歳出の部分の精査の部分も、両面から行っていった中で、この繰り出しがなくなった部分を補って

く努力をしていかなければならないのかなと思っております。

以上です。

○野原修委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 それでは、部長のほうでというご意見というか、ご質問をいただいていますので、私のほうから公園の関係で、行革が進めば、今後どうなっていくんだと、予算確保できるのかということでございますけれども、はっきり申し上げまして、行革が予算を削るための行革では私らは、ないと思っています。やはり必要なところに必要なお金を配分し、使い分けていくというのが、限られた予算の中でございますので、当然であると思えます。

ただ、そこで問題なのが公園の管理を一つの例で挙げさせていただきましたら、公園の遊具をD判定でお金がつかなかった場合、使用停止にします。使えないようにします。これは、公園はできます。ただ、扶助費のように介護費とか医療費とか、そういう生命にかかわるような予算を停止するわけにはいきません。ということは必然ながら、予算の順位は決まってこようというふうに、我々は認識はいたしております。必要な緊急性も含めまして、そういうところから先に予算がつけられていくんだろかなあとは思えます。

公園の遊具を使用中止・停止にして、公園を使えなくしても、その事でお亡くなりになることはございません。ただ、扶助費なんかは、直結した生命の部分もございますので、そのあたりの重さは違うのかなあと思えますけれども、我々公園なり道路なり管理をしている担当所管にすれば、毎日が冷や汗をかいている状態で、みんな頑張っております。なぜならば、少しでも瑕疵あれば事故が起こる。それは行政責任とい

う部分の、また違う面での責任を我々は毎日負っております。

そういうことからいうと、今後の予算に行革は絡みますけれども、やはり遊具、公共施設も含めまして、安全・安心に使っていただくということからいうと、我々所管も頑張るって予算を確保していきたいというふうに思いますし、関係する建設の委員さん方のご支援を賜ればというふうに思っています。

以上です。

○野原修委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしたら、今お答えいただいた部分、行革の関係でということでおっしゃいましたけれども、予算を削るだけが行革じゃないと。もちろんそういうようなことで進めていってもらわないといけないなと思っております。

ただ、この間、議論の中で毎度毎度出てくるのがスクラップ・アンド・ビルドみたいな形で、この予算を生み出すためには、どこかを削って持ってくるみたいな、そういったことですね。

それで課の中でいうと、なかなか一つ一つの事業といいますか、道路だったら道路、公園だったら公園、その枠の中で、その中で動いているようなね、そういう認識に私ら、この間、建設の委員になってから3年ですけれども、そういうふうに見ておったわけですが、今後でいうと、今言われたような、医療や介護や扶助費のほうを生み出すために、こちらが回さないかんみたいな、そういう思いというふうなことも持ちつつやっているということ受け取っていいわけなんですかね。

そういうことではなくて、ちょっとそこらあたり、充実させていく、必要な努力というふうなことは、やっていきますという

思いも持ってということではね、ぜひぜひ全体のパイとか全体のキャパとか、もちろんそういったところがネックになってくる部分もあろうかと思えますけれども、必要な安全・安心を守っていく、そののところ、取り組みもお願いしておきたいと思えます。

あと、駐車場・駐輪場の関係、指定管理のその評価、モニタリングの部分は、政策のほうで今後ということで、その点、了解するわけですがけれども、担当課の認識の部分で今回、消費税も上がる中で一定、これまでの枠内で指定管理料を抑えることができているということ。ただ、それで十分なかなというふうなことも、やはり思うわけです。

利用の実態については、必ずしも伸びているということにはなっていませんし、その点、その利便性のところに問題ないのかなということも引き続き、きちっと精査していく必要はあるというふうに思っております。

また、この議論があるときに、シルバーでこれまで雇用の確保をしてきた部分が、ぱったりと人数減らされてしまうんじゃないかという懸念、私お伝えしたことがあったかと思えますけれども、今の時点では一定、それ守られていますよということですがけれども、しかし、人数的には随分と減っているということはあると思います。

それと裏腹に、やはりアマノさんも民間の企業ですから、一定そこで収益上げないといけない、その企業利益ということも、この中には盛り込まれているんだらうなというふうにも思うわけで、この事業自体は人件費がやっぱり一番大きなところじゃないですか。そんな中で一定の利益上げようと思ったら、そこを削らないとという

ことは、そういうのは一般的な見方としてね、あるかと思うんです。

そういった点では、そこらあたり、もちろん指定管理料を低く抑えたいというふうな、そういった今の実質的に、資本の実績に見合うような、そういう部分でというふうなことで、これまで議論があった部分と、さまざまな基準の中で、今回は選ばれているということでもありますから、引き続き厳しい目で、これは今後も、その事業に対して評価もしていただきたいと思いますと思っております。

あと、下水の特別会計の繰り出しというところでは、やっぱり今の議論の中では不安だなというふうな、どうしても思います。この平成26年度だけでも法定外でいったら4億円ですね。こういうのが単年度収入として入ってこないということになったときに、これは下水の特会でもう一回議論したらいいのかなと思えますけれども、これ、料金の上乗せということが出てこざるを得ないような、そういう状況。ただ、それを一定そうさせない、そうしないということというのは、この間、やっぱり市民の暮らしの状況、水道料金と下水道料金の問題についても、その点については議論、大分してきたんじゃないかなというふうに思います。

この一般会計のところでは、もう議論、これ以上はしませんけれども、この部分について今後まだ検討、スケジュール上につける段階ですから、このあり方について、また対策について、またしっかりと考えていただきたいということだけお伝えしておいて、私のほうからは以上とします。

○野原修委員長　ほかに質問。

木村委員。

○木村勝彦委員　安威川ダムに対しては

199万8,000円、負担金、負担をしておるんですけれども、平成26年度の実績というのか、進捗状況を一遍聞かせてもらいたいと思います。

と申しますのも、安威川ダムについては、沿川の自治体で唯一摂津市が促進決議をされているわけですね。これは、この前にも私は、この場で申し上げていますが、平成11年の鳥飼野々3丁目の111戸の床上浸水が起こったときに、私は、当時の森川市長と一緒に大阪府に交渉に行きました。

これは、神崎川から逆流してきた水が鳥飼野々3丁目であふれた。だから、番田水門を設置してもらおうように要望に行ったときに、府の担当者は、木村さん、何ぼ逆流防止のゲートをつけても、上からどんどん水が来ますよと。内水排除の問題も出てきますよと。そういうことでは、どう考えておられますかということをおっしゃったので、私は常々、その地域のほうから、安威川下流域の正雀本町地域については特に、安威川、山田川、正雀川に囲まれて、そこが決壊してしまうとプールの状態になってしまうから、やっぱりこの辺は、ダムの建設はぜひとも必要やと。

ダムについては、脱ダム宣言とか反対、賛成、いろんな意見が分かりますけれどもね。私は大阪府に対して、促進決議上げますということその場で約束しました。議会に持ち帰って、議会のほうで促進決議を上げることができました。

そういうことで今、工事が進んでおると言うんですけれども、やっぱり早くしてもらわないとね、ここ3年間で安威川は危険水域を超えたときも1回ありましたし、2回は、その近いところまで来ましたし、そういう点では、やっぱり安威川についても、

しゅんせつをせないかんと。川底が相当上がってるんだから、やっぱりしゅんせつをしてほしいということも申し上げても、市のほうから茨木土木に言ってもらっても、何年計画でやってるからというふうな形で、なかなかやってくれない。

今でもやっぱり干潮時でなしに、中潮のときでも島ができてしまうというような状況でね。一向に改善されへんことについては、地域は非常に危機感を持っておられます。

そういう点では早いこと、安威川ダム建設がやっぱり促進できるように、そしてまた、安威川の水路のしゅんせつをすることによって、河川の排水をよくするような対策を講じてもらおうということになっていかんと、いかんと思いますのでね。その辺の進捗状況について、摂津市の担当課として、どのように捉えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

この場で質問するのは、ちょっとちゅうちよしたんですけれども、歳入面で入っておりますから、水路占用の問題です。

これは、具体的な例を申し上げますと、新在家ボウリング場の跡地に関西電力がビルを建てた。その工事を大林組がやっておられるという中で、他人の擁壁に50か所近い穴をあけて、支柱を立てられたと。それも地権者に対して何の断りもなしに、50か所も穴あけてしまうということは、これはもう言語道断であります。当然、その地権者は怒っておられます。

占用許可を与えたときに、地域とのトラブルは、誠意を持って対応するようということは一札入っているはずですけど。それがなかなか守られておらない。地権者に断りがあつたら、ある程度理解はするけれども、断りもなしに50カ所も穴あけてし

まうということはどういうことやということ、相当お怒りになっています。

その水路の占用許可も、この10月で切れるということで、やっぱりこの問題は早く解決をしないと、にっちもさっちもいかんと思うんですけれども、膠着状態に陥っている。そういう占用許可を与えた摂津市として、業者にどのような指導をされてきておるのか。その辺のことについて、お答え願いたいと思います。

もう一つは、先ほどから議論されておる自動車駐車場の使用料の問題ですけれども、過去4年間で536万8,100円の減収ということになっておると思うんですね。一方、自転車駐車場の使用料は、平成23年度から増収傾向でありますけれども、平成26年度で約60万円の減収となっています。

次に、利用台数を見ると、自動車では昨年度と比較すると、3,600台の減少。自転車では、1万台の減少となっています。このことについて、どのように現状分析されておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、3点。

○野原修委員長 答弁求めます。

樫本課長。

○樫本下水道事業課長 木村委員の下水道事業課にかかる質問についてお答えさせていただきます。

まず、安威川ダムの中の整備の状況等についてのご質問に答えさせていただきます。

まず、平成26年3月に、安威川ダムの本体工事を大阪府と業者で契約がなされております。昨年11月に、起工式も行われ、今、順調に本体工事の作業が進められているということでもあります。

今現在の状況は、既に転流工が完成しまして、安威川の水につきましては、全部そちらのほうに流れていく状況になっております。それで、今までの河床部分については、今、本体工事をつくるための岩盤までの掘削を作業中ということをお聞かせしております。

現在の予定では、平成32年度ダム本体完成には、遅れはないと伺っております。

次に、安威川のしゅんせつに係りますご質問についてお答えさせていただきます。

委員から、今までもたびたびのご要望をいただいております。私どもも、それに応えるべく大阪府にも、大正川の合流部分から摂津市域側につきましては、人口の集積地区でもございますので、一たび氾濫が起きますと非常に大きな問題になるということで、大阪府にたびたび要望をさせていただいております。

その都度、その都度返ってくるのが、やはり現在の安威川全体を見たときの堆積の状況につきまして、本市のこの該当部分の堆積につきまして、しゅんせつをするほどでは、まだないという返事をいただいております。

一応この安威川につきましても5年に一度、全川におきまして、堆積の状況の調査を行っております。それと、随時パトロールをしながら、堆積の変化を調べておりましたら、そこにつきましては、しゅんせつをやっていくということも聞いております。

ただ、この5年に一度の調査につきましても来年、調査をするということも聞いていられるところがございます。私どもとしましては、何度も何度も事ある機会に、しゅんせつの要望を今後も続けていきたいと考えております。

次に、水路占用の件についてのご質問にお答えさせていただきます。

今、該当の新在家2丁目の部分に関してなのですが、平成27年6月1日から10月31日までの期間におきまして、仮設物の水路占用の許可を出しております。

この仮設の工事にかかる場合の作業を行うときに、委員指摘のとおり、占用の許可外の個人さんの構造物に穴をあけるといふ行為が発生しました。これにつきましては、6月末に発生しております、このときは対面の被害を受けられている方から私どもへの通報もございまして、私どもも現場に確認しに行った経過がございます。

その際に、この河川占用につきまして、いろいろ占用を出すときの許可条件がございます。今回の許可申請書につきましては、18の項目がございます。その中の一つにつきまして、第16条で「第三者からの苦情については、占用者によって一切処理すること」という、この文言がございます。

私どもでは、許可範囲外の施工をされて、第三者に対しての被害を与えたということですので、この被害を与えた方の苦情につきましては、やはり占用者のほうで責任を持って対処なさいということを示しております。何度も事あるごとに、この占用者のほうに情報を聞きながら、どのような状況かというのを把握した中で、今まで進めていっているというような次第でございます。

以上です。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、木村委員の自転車・自動車駐車場の使用料等に関する質問に対してお答えさせていただきます

す。

まず、指定管理でフォルテ摂津は、都市開発が指定管理で受けておりまして、あとのフォルテ以外については、アマノマネジメントサービスが指定管理で管理をしておるといふ状況の中で、先ほども弘委員にもご説明をさせていただきましたが、まず、アマノにつきましては、モノレール自動車・自転車、あるいは、摂津市駅、千里丘駅前の収支バランスとしてはプラスマイナス・ゼロ、若干マイナスではございます。17万円ぐらいのマイナスでございます。

フォルテに関しましては、平成25年度までのシルバーが管理していた自転車駐車場、摂津都市開発に指定管理として管理会社が変わったことで、人件費の単価等が上がったことで、管理費が増額しております。

駐車使用料に関してもフォルテについては、前年度と比べて、自転車は増えておるんですけども、自動車は、さほど伸びていないということで、差額としては1,800万円ほどの、管理委託料費のほうが多いような状況になっております。

このような状況の中で、やはり使用料を、収入を増やすために、まず、フォルテの自動車駐車場に対して、収入を増やすためには使用料を上げるとなりますと、周辺の自動車駐車場の使用料等の関係で上げると、また台数が減っていく状況にもなるかと思えます。

逆に、単価を下げますと、民間の自動車駐車場も圧迫するようなことが出てきますので、現在のところ、こういった利用料金で管理しているような状況でございますが、やはり日々、その収入を増やすような何かしら対策等は、今後も指定管理者とも協議して、対策を講じていかなければい

けないとは思っております。

ただ、フォルテに関しては、その中でもシルバーから労務単価が、民間ということで上がったにもかかわらず、人件費は抑えながらやっているような状況でありまして、今後も経費を削減するような努力、それと利用者が多く利用できるような、自転車・自動車駐車場に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野原修委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 安威川ダムの問題ね、のんきなこと言ってもらったら困るんやけどね。やはりあの鬼怒川の災害、最近起こりましたね。あれは従前から、切れるならここだろうということを予測されとったところが切れとるわけですね。だから、市内ではこの3年間で3回も、そういう警戒水位に達している状況の中で大阪府がしゅんせつについて、まだ積極的に動かないということになれば、もし災害が起こったときに誰が責任とるんだと。当然やっぱり大阪府になってきますわな。

我々が再々指摘をし、行政からも、しゅんせつの要請を出していった中で、なおかつやってくれなかったから、こういう事故が起こってしまったという災害について、補償せないかんのは大阪府になるはずや。だから、そういう点で、やっぱり現状を踏まえた判断を大阪府がせんとね、机上の数字だけ触って、先延ばしにしているということについて、私は非常に遺憾だと思います。

だから、そういう点では市民から、もし被害が起こったとき誰が責任とってくれるのと言われてますよと。これは摂津市が責任とるわけでもないし、大阪府が当然責任とらないかんのかから、それについて、

やっぱり摂津市として腹を据えて大阪府と交渉しないと、現実には、摂津市役所の正面玄関に鬼怒川の水害の義援金の募集の垂れ幕下がってますけれども、今度は、うちが下げてもらわないかんことになってくる可能性も十分あるわけですからね。

だから、そういう点では、やっぱり今の異常気象について、やっぱり十分認識をして、ゲリラ豪雨とかいろんな問題があって、各地でそういう水害が発生しているときに、大阪府がもっと積極的に、やっぱりこの問題に取り組んでもらうということの要請を、担当だけではなしに、やっぱり市長会とかそういうところでも、市長からも言ってもらおうということにしないと、あすは我が身になってくるからね。その辺、正念据えてやってもらおうということについての決意を一遍お聞かせ願いたいと思います。

水路の占用問題ですが、これ私も相談を受けて、私自身も相談を受けられることと受けられないことがありますからね。そういう民間の企業と個人のもめごとについて、我々が中に入るということはまずいですから、そういう点では、中に入る限界があるわけです。そこからいって、やっぱり被害を受けられた方が無断で穴あけられて、木村さん、こんなことで私とこ許せませかということで、強硬に我々にも言ってきたはる。それ、我々も処理せないかんということになってくると、業者と一遍話をせなしようがないということで話はしてまますけれども、平行線で、金額の差が大き過ぎて、調整する余地がないという状態になっているわけです。

だから、占用許可を与えた摂津市が、そういう擁壁に無断で穴あけるようなことについて、業者に対してどういう指導をし

ていったのか、その辺のことをきっちりしとかないと、我々としても、相談を受けても相談を解決できないという側面があるということも十分認識いただいて、市として業者に対して強硬に、やっぱり指導してもらおうと。周辺のトラブルは、占有者が誠意を持って解決するということが一項上がっているんですから、それはやっぱりちゃんと履行してもらおうように、担当のほうでやってもらえるかどうか、その辺のことについて、もう一回お聞かせ願いたいと思います。

それと、駐輪場の問題ですが、これは指定管理者に、摂津市から管理委託料を払う。指定管理者のほうは、もうけることでもない。ただ管理料をいただいたらええわけやから、その駐輪場・駐車場は赤字が出ようが、利益が出ようが、指定管理者にとっては何ら影響はないわけですね。結局、責任は摂津市にあるわけやから。それには利益が出てからといって市も、行政として利益を追求することはできませんけれども、現実には今のところ赤字になっているのやから、やっぱり財政の本質というのか、要諦というのは、歳出を抑えることはもちろんなんやけど、やっぱり収入を得るということも考えていかなあかんわけやから、そういう点では一時預かりと定期使用のバランスをどういうふうに保っているのかどうか。

そしてまた歳出の削減は言うに及ばずであるけれども、歳入の確保についてどういう努力をされておるのか。やっぱりその辺のことをしていかないと、このまま放置していったら赤字がどんどん続いて行って、赤字の補填をせないかんという状況になってきますから、収入の確保ということも、やっぱり行政として考えてもらわない

けません。その辺はどういう努力をされておるのか、指定管理者のほうで歳入の確保を努力せえいうても、こんなもの畑違いのものだから、その辺について、行政としての考え方を一遍聞かせてもらいたいと思います。

○野原修委員長 答弁求めます。

樫本課長。

○樫本下水道事業課長 木村委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

しゅんせつの件につきまして厳しいご意見、重々承ります。私どもも、またそのような機会につきまして、大阪府に対しても強く、積極的にやっていただきますようにいろいろ、その責任のほうまでも言及しながら、今後も、きつく要求させてもらいたいと思っております。

それから、先ほどの法定外水路の件に関しまして、この他人の擁壁に穴あけたことに関しましては当然もう占有申請者自身の間違ったものでありまして、これは完全に受けられた方、被害者の方は全く責任がないものでございます。その辺につきまして、私どもは、占有の申請者のほうには、きつく注意はしております。それにつきまして、申請者のほうも重々反省はしているところとなっております。

それで、補償の件に関しましても、私どもは交渉があった後に必ず報告をすることとか、また、どうなっているかということ連絡は密にはさせてもらってます。また、交渉の内容についても、ある一定の内容は聞かせてもらっています。被害者と加害者の間に認識の開きが大分大きいものですので、そこについての歩み寄りというのが、なかなか今、見出せない状況であろうかという状況になっております。

私どもにつきましても、申請者のほうに

責任が100%あるものですので、歩み寄ってでも、ご理解を得るようにしてくださいということは言うてはいるんですけれども、何分やはり具体的な数字とか、そういうことまで、私どももなかなか言えるようなところではございません。占用の期限が今月末に切れますので、これを一定の時期のめどとして、必ず解決のほう向かうように、積極的に動きなさいということを示しているところでございます。

以上です。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、木村委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、駐車場のあり方で、一時あるいは定期、この辺の契約について、どんな努力をしているのか。あるいは歳入の確保、どのような努力をしているのかというお問い合わせであったかとは思いますが、まず、指定管理が変わったことで、モノレールの摂津駅のほうで自動車と自転車の利用状況の推移を見ながら検証しまして、自転車あるいはバイク、この定期置き場とか一時利用の場所を、周辺の自動車駐車場の整備が増えてきた中で、自動車の駐車場区画をバイク置き場とするなどして、収入の確保増につなげる努力をして平成26年度、そのおかげをもって昨年、平成25年度よりも摂津駅に関しては増収しております。

フォルテに関しましても都市開発と自動車の、どうしても収入が少ない分、何かしら自動車と自転車の配分等が変えられないかという協議もして、フォルテに関しては、地下1階、地下2階という構造もありまして、地下1階の部分についてが半分、自転車駐輪場というスペースになっていまして、これを拡大することができないか

等も、いろんなケースを指定管理のほうから提案させまして、いろいろ検証したんですけれども、なかなかやっぱり利用者の安全面だとか、フォルテの建物自身の構造的な問題から、今現在は、その再配分についてのことができてはおりません。

今後も場内の構造的なものも含めまして、もっと何かしら対策を講じることができないか、今後も指定管理者と協議・検討して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○野原修委員長 安威川ダムの緊急性の決意ということで、山口部長のほうから、その辺の決意を述べていただきたいと思っております。

山口部長。

○山口土木下水道部長 安威川のほうはですね、私ども平成24年、平成25年、平成26年と3年間にわたりまして、安威川のしゅんせつの要望を大阪府の本庁のほうにも出向いて行っております。また、副市長も行って、安威川のしゅんせつに関しては強く強く要望しております。

また、安威川ダムの関係は、平成32年には完成はしますけれども、まだことは平成27年です。あと5年ありますので、しゅんせつは、ぜひとも早急にとっていただかなければならないということで、この11月、12月に再度大阪府のほうに強く要望等も行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○野原修委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 過去4年間で500万円以上の指定管理の駐輪場や駐車場の赤字がね、500万円以上出てるわけですわ。やっぱりこれをどう解消していくか、財源

の確保をどうするかということは、やっぱり真剣に考えていかないと、指定管理にして委託料を払ったら、その業者は何の腹も痛みへんのやから、痛めるのは行政だから、その500万円をどうカバーしてフォローしていくかということをおね、やっぱり真剣に考えていかないと、このまま放置しとったら、やっぱり税金の無駄遣いということにもなってしまいますしね、そういう点では真剣に、この問題について検討してもらいたいと思います。

安威川ダムの問題は従来から盛んに、私は主張しとったんですけれども、ある府会議員のほうからは、しゅんせつの財源確保しましたと。どこやねんと言ったら大正川やと。大正川違うがなと。本川のやっぱり安威川をしゅんせつをせなあかんよと言ってるやないかということで、私は非常に立腹をしとるんですけどね。

やっぱりそういう点では、鬼怒川の事故を教訓にして、切れるだろうと言うてたら、これは切れてるがな。我々は、もう警戒水位に達してるのやから、だからもう切れる可能性が非常に高いんやから、これ何とか改善せんといかんということで、正念据えてやってもらわんとね、いつまでたっても年次計画があるからとかへったくれだとか言ってやってたんでは、らち明かん。やっぱり市民の生命、財産を守る安心・安全のまちづくりするということは、市長初め、我々議会も常々言うてることやから、その安全・安心が確保されるということになっとならいいけれども、今の状況では、とてもやないけど、なっとなんということにはなっていないと思います。

そういう点では、この問題については、今度は摂津市が義援金をいただかないかんというような看板をよその市で下げて

もらうようなことにならんように真剣に、この問題については取り組んでもらいたいと思います。

今、駐輪場のほうもそういうふうには、政治の要諦は治山治水ということもありますけれども、もう一つは、やっぱり財源の確保、やっぱり経費の削減を抑えることはもちろんやけど、まず財源の確保から、まず優先していくのやから、その財源確保のために、どういう努力するかということをやっぱり真剣に考えてもらわないとね。このまま赤字をずっと、4年間で500万円、今後4年間でまた何ぼ赤字が出る、これはわからへんというふうなことでは困りますので、その辺のことについては真剣に、やっぱり対応していってもらいたいことを要望して終わります。

○野原修委員長 続いて、藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 何点か質問をさせていただきたいと思います。先ほどの議論を聞いていまして、どうしても腑に落ちんことがあるので、一つ聞いておきたいと思いません。

先ほど、柳田橋の耐震補強工事に伴いまして、金額が変わったということで、ジョギングロードが傷んだので補修をした。その費用がどうものせられたような議論をされていましたがね。これ私見ていました。ダンプがブーッと入り口からおりていって、普通ならそういう弱いところは何か養生をしていくんですけども、養生もせえへんかったら、やっぱり道が、アスファルトが壊れたなと思って見てました。これは当然、その業者が補修せなあかん責任があるなあというふうに見てたんですけども、どうもそうではないような議論になっていましたのでね。

これ、どういうことなのか。最初から、

そこを通るから、もうそれは傷むから、その費用を見とかなあかんということになっただけなのか。それとも途中で業者のほうがいや、壊れまして、何とかしてくださいと言うてきはあったのかね。その辺、いきさつをまず教えていただきたいと思います。

それから、2点目ですが、し尿収集運搬委託料についてです。決算書140ページに書いていますが、目3し尿処理費です。この委託料は、予算のときにも言いましたが、約4,015万円ということで予算執行されています。予算現額では4,175万円ということで、大体160万円ぐらい減額になっていますね。これは、平成25年の途中からクリーンセンターが閉鎖をされましたので、そのし尿の持って行き先が、豊能町のほうに持って行って処理してもらうということで変わりました。運搬の、距離が長くなった、トンネルを通らなあかんとか、時間が長くなったということで、平成26年度のときには、ちょっと高くなりますという改正が行われましたね。

それはそれで一定理解したわけですが、実際に、決算において若干減額されているということも含めて、どのようなことになったのかということです。

それから、3点目は、同じく、し尿処理負担金と浄化槽汚泥処理負担金についてです。同じく決算書140ページに載っていますが、このし尿処理負担金については、約2,718万円ということで決算されています。予算では3,000万円とされています。282万円減額されていますけれども、これも同じく、この豊能町で処理してもらうということになりました。

その処理費用ということで、平成25年度決算では半年だけの費用ということで、

一定ちょっと計算式が違うんですが、この平成26年度は1年間ということで、実際に執行されましたけど、決算を終えて、この差額も含めて、どういうことになっているのか。

それから、もう一つは、浄化槽汚泥の負担金ですね。こちらのほうは茨木市のほうで受けていただくということになりました。これも平成25年度で半分、平成26年度で1年間通じてということでした。

ここでは、当初予算は3,570万円であったものが3,908万円と、338万円ほど高くなっています。これについても、どのような中身だったのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、4点目になりますが、狹隘道路の整備事業についてです。これもいつも、何回も言って申しわけないんですけども、またちょっと言わせていただきたいと思います。

平成26年度の予算のときも、当時は山本次長が担当されていましたが、水も漏らさぬ取り組みをお願いしますということで随分言ってきましたね。ただ、どうしても漏れるんだと。漏れた分についても形状的にはね、何とか市が指定している形状をお願いしますということで頼んでいきますというふうなことで決意も言っていたと思いますが、平成26年度を、通して、実績どうであったかということについて総括をお願いしたいと思います。

以上です。

○野原修委員長 答弁求めます。

野村参事。

○野村土木下水道部参事 それでは、下水道業務課に係りますご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、し尿収集運搬委託料についてでございます。決算額としまして、4,014万5,216円となっております、予算現額から見ますと若干、150万円ほどの不用額が出ているという状況でございます。

この中身でございますが、し尿の収集の世帯数でございますけれども、平成25年度末で397世帯、これが平成26年度末におきましては389世帯、これ一般の世帯ですけれども、若干減になっております。

し尿の収集量にいたしましても、平成25年度が1,279.7キロリットル、平成26年度が1,071.1キロリットルということで、若干減っているということが、この運搬の距離としては豊能町までということで長くなっておりますけど、収集量が若干減ったというのが、ここの数字に出てきていると思われま。

次に、2点目、し尿処理の負担金、豊能町にお願いしている分でございます。委員からのご質問のとおり、平成25年度につきましては、10月から3月を豊能町にお願いしております、平成26年度は1年間通してということでございます。

処理量といたしましては、先ほどのとおり、若干減ってはおりますけれども、負担金の考え方といたしまして、豊能町の施設の維持管理費を豊能町と摂津市のし尿の合計処理量で割り出した処理単価を出しまして、それをもって案分しておるという状況になっております。

次に、浄化槽汚泥の処理負担でございます。これにつきましても平成26年度から1年間丸々という形になっております。浄化槽汚泥の処理量につきましては、平成25年度が2,444.8キロリットル、平成26年度が2,299.0キロリットル

ということで、若干減っております。その処理単価につきましては、平成25年度・26年度同額ということで、茨木市さんをお願いしておりましたので、その分で処理量が減ったことにより若干、負担金のほうも減っているという状況でございます。

以上です。

○野原修委員長 山本次長。

○山本土木下水道部次長 それでは、藤浦委員さんの1回目の質問にお答えさせていただきます。

柳田橋の舗装の復旧の件でございますけれども、どうしても河川の高水敷、今、通常通っておりますのは管理用の草刈りだとか、そういう車両でございます。ただ、耐震補強となりますと、かなり重機も通ります。ということで、ジョギングロード、そんなに厚い舗装はされておられません。重機が通りますと傷むであろうというのは十分わかってございました。わかってございまして、通った後、最終、終わったときに復旧というふうには考えてございました。ただ、右岸側と左岸側に、橋脚は2脚ございまして右岸側を工事したんですけれども、そこから途中で分かれて渡るとこまでは今回直しておいても次年度といたしますか、ことし平成27年度に左岸側を施工するときにも重機が通らなければ傷むことがないだろうということで、先もって復旧したということで、当初からその分を考えて入れておけばということもあるんですけれども、当時としては、どういう使い方にするかというのが計画上、なかなか明確になってございませんでしたので、最終、影響のない範囲まで先にやろうということで復旧したものでございます。当初から予想はしておりました。

狹隘道路の助成金でございますけれども

も、平成26年度におきまして、事前協議16件、平成25年と同等ございました。助成件数は若干増えまして、3件ありまして、金額にしますと、前年度よりも140万円ほど増えまして、284万9,000円の助成は行っております。また、営業目的だとか、販売目的などを含めまして、自主管理もございまして、8件が助成の条件を満たさないものがございました。

ただ、常に建築確認で来られるときは、この項目に入ってまいりますので、都市整備部の建築課とそれぞれ分担しもって、お話しさせていただいて、何とか広げようというところで、これだけあるということは、それだけ広がったところが出てくるんだというふうに思っておりますので、今後とも何とか進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○野原修委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 2回目ですが、さっきの大正川の舗装の件は、これ以上は言いませんけれども、通常は、そういう工事で傷んだ場合は工事業者が補償をするというのが、考え方としては当然のこと。傷むんだったら傷まないように養生するというのが当然の考え方やと思うんです。最初からその分を、費用を見ていましたと言われたら、それ以上は言えませんけれども、考え方としては、そうやと思うんですよ。工事する側がやっぱり考えて、傷まないように養生して、もし傷めたら補償することになると思うんですけどね。これは、ここまでにしておきますが、この業者さんは、実は前にも、せせらぎ緑道の、工事をされて、半年ぐらいして水が漏れました。そのときも最終的には瑕疵になりましたけどね。いろいろいきさつがあった経緯があり

ます。これは、これぐらいにしておきます。

それから、2番目のし尿収集運搬委託料のことについてでありますけれども、年々これは減らしていくということで、当然、相手側とも協議をされているということですね。これ減ったら補償するんですね。1件については2万729円、補償料を払うという、前に協定を結ばれていたと思うんですけれども、平成26年度は29万206円、執行されていますので、減ったのがちょうど14件ですね。これ平成25年度で減ったんですな。平成25年度で減った分を平成26年度に補償するということだと思いますが、平成26年度では今、単純に件数でいうと8件減ったということになるのかもわかりませんが、これはもう、この単価というのはこれからもずっと不変なものになるのかということと、先ほどちょっと言いましたけど、どれぐらい平成26年度で減ったのかということと教えてください。

それから、3番目ですが、先ほど茨木の件を答弁していただきましたか。私、聞き漏らしましたか。浄化槽汚泥の処理の関係で、乖離が338万円になっていますよと話しましたけれども、答弁をしてください。

この件は、豊能町と茨木市と最初にスタートする前に、いろいろ協議をされたということになっていますね。だんだんこれも減らしていきますと。年間当たり200トンぐらい減らしましょうというふうな協議だと前にも答弁をいただいておりますけれども、平成26年度の減少量、両方合わせてどれぐらいに達成できたのかということと。

それから、4番目の狭隘道路の整備事業です。何回も毎回毎回質問して申しわけないと思うんですけどね。16件相談があっ

たと。実際に補助できたのが3件だったと。ということは、13件は補助対象にならなかったということで、そのうち8件は、いろいろ状況に応じてもらえたのではないかとということですわね、お聞きをすると。ということになりますと、単純に聞くと、5件は全くそれにに応じてもらえなかったということになるのですかね。

なかなか厳しい状況やなあと思うんですね。やっぱり前も申したと思いますけれども、絶対にもう、おまえ、これはあかんと、もうこれしかあかんというふうな強い態度でね、臨むことが大事だと思うんです、こういうのをなし遂げていこうと思うとね。そういうことは、この業界というのはね、あそこの市は、こういう態度だとか、あそこの市は、こんな態度やということで、もうすぐ情報共有をしてしまいますので、もうあそこはうるさいというたら、もう従わざるを得ないというふうに流れていくような業界ですのでね。ぜひそれは本当に、もうお願いするというよりも、もう命をかけてやるぐらいのつもりでね、やっていただきたいと思うんです。茨木なんか結構そういう、引き合いに出しますけど、もう絶対引かへんのですわ。僕らも実際やっていたころね、絶対まけてくれない。もうさせんといてくださいと言いますからね、そんな言ったら。それぐらいの強い思いで、この狭隘道路を広げていこうということはね、やっていただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

以上です。

○野原修委員長 答弁求めます。

野村参事。

○野村土木下水道部参事 それでは、下水道業務課に係ります2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、1回目のご質問で答弁が漏れておりました増額補正の部分でございます。この部分につきましては、浄化槽汚泥について、公共下水道への接続が多かったということで、最終処理をする部分について、処理量が増える見込みがあったということで増額させていただいたというものでございます。

2回目のご質問の中身でございます。まず、し尿運搬処理委託料の中の減った分についての補償の部分の考え方と減った件数ということでございます。これにつきましては、下水道に接続されたことにより減少した件数ということになりまして、そちらのほうは2件ということになっております。

この補償の額についてでございますが、先ほど委員からもご指摘がございましたように、以前から、今の額につきましては、平成19年のときに、補償の中身を改正した協定書が結ばれておりまして、この当時の補償の単価の出し方でございますが、当時のし尿の収集運搬にかかる委託料を当時、収集していた世帯数で割った1世帯当たりの単価という形で出されているのかなというのが協定書から読み取れる、そういう形になっております。

この額でございますが、年々世帯数が減ってきている中において、今のところ、この額を変更せずに維持していけたらなあと考えております。

それから、し尿の処理量と浄化槽汚泥の処理量についてですが、近隣市、豊能町並びに茨木市に処理をお願いしている部分について、年々減っていているところの予定数どおりいっているかどうかいうところでございますが、ここ数年の状況を見ますと、平成24年度が、し尿でいいます

と、処理量が1,405キロリットル、先ほど言いました平成25年度が1,279.7キロリットル、平成26年度が1,071.1キロリットルということで、平成24年から見ますと、2年間で約330キロリットルほど減っております。

浄化槽汚泥のほうでございますが、平成24年度を見ますと2,435キロリットルで、平成25年度が2,444.8キロリットル、平成26年度が2,299キロリットルということで、こちらのほうが140キロリットル弱ということですか、ということで、両方合わせて470キロリットル弱ぐらいということで減っておりますが、この分について下水道の整備地域も含めて、従来から接続されていないところには啓発等を行いながら、見込み数を目指して努力をしてきておりますので、今後もその対応を頑張っけて続けていきたいと考えております。

以上です。

○野原修委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 し尿の運搬委託と両方そうですけれども、これは極力、これからゼロに向かって、いろいろ取り組みもされていくと思いますので、これはもうしっかり鋭意取り組んでいただきたいということで、具体的な話は、下水特会のほうでもさせていただきたいと思いますが、鋭意努力をお願いしたいと思います。

ちょっとこれは、クリーンセンターの解体費用も、この平成26年度で入って、もうきれいに解体してなくなってしまいました。吹田側の正雀処理場のほうも、もうほとんど解体してなくなってしまいましたけれども、摂津側のほうは今言うたように、その処理を豊能町と茨木のほうにお願いするという対応になりましたし、また、

吹田のほうは吹田のほうで、これ切り替えをしたけれども、不明水がたくさんあって、全部潰すことはできません。地下のタンクを一時置かせてくださいという話がありましたね。

表面上は、今何ももうないですよ。ただ、地下には多分タンクがあるんだろうと思いますが、随分、吹田の話で申しわけないんですが、もし吹田の取り組みで、その不明水対策なんか、何か報告があるとか、着々と進んでいますよということで、この情報が入っているのであればね、どういう状況になっているのか、この際、最後に教えていただきたいと思います。

以上です。

○野原修委員長 わかりますか。

榎本課長。

○榎本下水道事業課長 一応、下水の施設に関しましては、下水道業務課のほうなんですけれども、こういう水の流れとかについては下水道事業課のほうの担当になりますので、私のほうから担当ということで質問にお答えさせていただきます。一応、私どもでも不明水のほうがあるということは聞いておまして、また、その施設を一部残すということまでは聞いておるんですけれども、スパン的にはもう少し長くかかるということは聞いておりますので、いろいろ吹田市の話聞いた中で、そこについてはまだ置いた状態で、これから考えていくというような形しか、伺っておりません。特段ことし一年、何か進んだとか、そういうことについての報告は、私の耳には届いていないような状態になっております。

○野原修委員長 以上で質問を終わります。

暫時休憩します。

(午後 2 時 2 4 分 休憩)

(午後 2 時 2 8 分 再開)

○野原修委員長 再開します。

認定第 5 号の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 それでは、認定第 5 号、平成 2 6 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、目を追って、主なものについて、補足説明をさせていただきます。

決算事項別明細書に従いまして、まず、歳入から説明させていただきます。

特別会計決算書の 7 4 ページをお開き願います。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 公債費負担金は、吹田市及び茨木市の下水が本市の公共下水道管に流入していることから、当該公共下水道管の建設費にかかる起債の償還に合わせ、両市より負担金を収入しているものでございます。

目 2 受益者負担金は、公共下水道の供用開始面積に応じて、賦課徴収する負担金でございます。なお、不納欠損額は、時効などにより債権が消滅したものでございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 下水道使用料は、下水道使用料及び下水道敷地占用料でございます。なお、不納欠損額は、時効などにより債権が消滅したものでございます。

項 2 手数料、目 1 下水道手数料は、指定工事店登録手数料、責任技術者登録手数料及び水路敷地境界明示手数料でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 下水道事業費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金でございます。

款 4 繰入金、項 1、目 1 一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

款 5 諸収入、項 1 資金貸付金返還収入、目 1 水洗便所改造資金貸付金返還収入は、水洗便所改造資金貸付金にかかる返還金でございます。

項 2、目 1 雑入は、安威川流域下水道負担金精算返戻金、雨水幹線建設負担金、訴訟費用取戻金及び日本下水道事業団負担金精算返戻金でございます。

7 6 ページをお開き願います。

款 6、項 1 市債、目 1 下水道債は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債、及び公営企業借換債でございます。

なお、借入先は、財務省、銀行などとなっております。

詳細につきましては、決算概要の 2 2 4 ページから、2 2 5 ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

款 7、項 1、目 1 繰越金は、前年度繰越金でございます。

以上が、歳入の主な内容でございます。

引き続き、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

詳細につきましては、決算概要の 2 2 8 ページから、2 3 3 ページに記載いたしておりますので、ご参照をお願いします。

7 8 ページをお開き願います。

款 1 下水道費、項 1、目 1 下水道総務費につきましては、その執行率 9 8. 7 %でございます。

主な内容といたしましては、節 2 給料から、節 4 共済費までは、下水道業務課、及び、下水道事業課職員 7 名と、短時間勤務職員 1 名の人件費でございます。

節 1 9 負担金、補助及び交付金は、日本下水道協会などに対する負担金ござい

ます。

節 2 7 公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

項 2 下水道事業費、目 1 下水道管理費につきましては、その執行率 98.7%でございます。

主な内容としたしましては、節 7 賃金は、下水道施設の維持管理にかかる臨時職員賃金でございます。

節 8 報償費は、受益者負担金の納付にかかる前納報奨金でございます。

節 1 1 需用費は、下水道施設の維持管理にかかる光熱水費、修繕料などでございます。

80 ページをお開き願います。

節 1 2 役務費は、ポンプ場などの維持管理にかかる通信運搬費、水洗便所改造資金貸付金返還訴訟にかかる手数料、下水道施設及び公用車の保険料でございます。

節 1 3 委託料は、下水道使用料徴収事務委託料、及び下水道施設の維持管理にかかる委託料などでございます。

なお、委託及び工事内容の詳細につきましては、事務報告書の 249 ページと、257 ページから 263 ページをご参照願います。

節 1 6 原材料費は、マンホール蓋などの材料費でございます。

節 1 9 負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道の維持管理にかかる負担金と、水洗便所改造費用に対する助成金などでございます。

節 2 1 貸付金は、水洗便所改造費用に対する貸付金でございます。

目 2 下水道整備費につきましては、その執行率 89.0%でございます。

主な内容としたしましては、節 2 給料から、82 ページに続きまして、節 4 共済費

までは、下水道事業課職員 6 名と短時間勤務職員 1 名の人件費でございます。

節 1 1 需用費は、公共下水道整備事業執行にかかる設計図書の印刷製本費などでございます。

節 1 3 委託料は、工事設計外委託料、及び測量委託料などでございます。

なお、委託内容につきましては、事務報告書の 264 ページをご参照願います。

節 1 5 工事請負費は、11 件の公共下水道工事などの請負費であり、約 1 キロメートルの管渠を布設いたしております。

なお、工事内容につきましては、事務報告書の 265 ページから 267 ページをご参照願います。

節 1 9 負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道施設の建設にかかる負担金でございます。

節 2 2 補償、補填及び賠償金は、公共下水道工事に伴う水道管などの移設費でございます。

款 2、項 1 公債費、目 1 元金につきましては、その執行率 99.9%でございます。

その内容としたしましては、節 2 3 償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債、及び資本費平準化債の元金償還金でございます。

目 2 利子につきましては、その執行率 99.9%でございます。

その内容としたしましては、節 2 3 償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債、及び資本費平準化債の利子償還金でございます。

なお、市債現在高及び償還の状況につきましては、決算概要の 226 ページから、227 ページに記載をいたしております

ので、ご参照願います。

款3、項1、目1 予備費は執行いたしておりません。

なお、85ページに、実質収支に関する内容を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、質問させていただきます。

下水道整備費のうちの工事請負費1億8,705万9,240円、今、ご説明の中で、11件約1キロということでお聞きしましたけれども、これは、先ほど、答弁もあったこの中で、労務費が上がっているという中で、執行率、整備全体では、89%という話でしたけれども、当初、予定していたものが、きっちりこなせたのか。実際にそれを見ると1,000万円ぐらいは余っているのですけれども、その辺で、当初予定していた工事件数が、きっちりできたのか、お教えいただきたいと思います。

また、この下水道管は、水道管もそうですけれども、やっぱり、老朽管問題で敷設の布設替えというのが、今、近々の課題になっていると思います。

教えていただけるのであれば、今、どれくらい、何年たっている老朽管の下水管が何キロあって、これから、どういうふうなスパンで、どういうふうに整備を進めていくのか、いろいろ建設常任委員会であったとは思いますが、もう一度、今、平成26年度として、どこまでになるのか、教えていただきたいと思います。

次に、側溝に雨水がたまって排水して、集水桝がある、こういうふうな集水桝などとか側溝をつくるに当たっては、国や国交省が府の基準で時間あたり何ミリというのが、その指針に従って道路の構造設計とか集水桝の設計はされていると思うのですが、この安威川水域で摂津市は、6つの河川に囲まれて、ここ何年警戒水域まできているということで、一番気にされるのは、決壊もそうですけれども、内水氾濫、要するに、水がたまってしまうと、いかに効率よく早く外に放出するかというのが大事なことはないかなと思っております。

その時間確率の降雨量、それを、変更するに当たっては、どれだけコストがかかってどうなるのか、そういう試算をされたことがあるのか、どれだけコストがかかるのか、もし、また、どういう取り組みを今後していこうとお思いなのか、それを教えていただければと思います。

以上です。

○野原修委員長 答弁を求めます。

榎本課長。

○榎本下水道事業課長 中川委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、下水道整備費で工事請負費の件なのですけれども、これにつきましては、当初の計画通りの場所で、下水道工事は竣工しております。

それから、老朽管についてのご質問について、お答えさせていただきます。

下水道管につきましても、老朽化に対して長寿命化を施しなさいというのは、国のほうから言われているところでございます。

私どもも、これにつきましては、管渠内調査など例年させていただきまして、その状

態についての把握には努めております。

本市は、昭和44年に公共下水道事業として、管等が利用されております。

これで、ちょうど47年ほど前、若干50年経たないのですけれども、それぐらいになって、もうそろそろコンクリート管の耐用年数と言われる50年には、差しかかっているという状態にはなっております。

40年以上の管渠につきましては、合流管では、約10キロほど、分流雨水では、約0.3キロで、大体10.3キロメートルほどになっております。

30年以上になりますと、それが合流管では38キロ、分流の雨水では4キロほどの大体42キロ程度というのが、概算としては、今、持ち合わせているところでございます。

私どもとしましては、管渠の調査をしながら、古いところから管渠の調査をして状態を測りながら、今後、それに対してどのような補修を、あるいは、長寿命化をやっていこうかということ、場所を決めながら進めていきたいと、今、考えているところでございます。

それから、次に、1時間当たりの降雨量、計画について、どの程度で考えているのかということにつきましては、1時間当たり48.4ミリで計画しております。

これにつきまして、例えば、この数量を変える場合はどうなるのかということなのですが、私どもには、雨水とか汚水の処理を全て大阪府の施設である中央水みらいセンターとか、あるいは、摂津ポンプ場で処理をしております。

こういうのは、全て流域公共下水道という形になっておまして、摂津市独自で全部排除しているわけではございません。

ですので、この計画の雨量につきましても、この流域にかかわる全市の分が、全部その48.4ミリの中で計画をされておりますので、この数字を変えたとしますと、コスト計算はできないほど莫大な金額になることが予想されます。

その辺、かなりの労力と財力が要るのではなかろうかと思っております。

ならば、どうすればいいのかというようなことを、ご質問であったと思えますけれども、いろいろ考えてはいるのですが、これというのはなかなかないのですが、やはり、水をどこかでためるとか、そういうようなことを考えながらやっていかざるを得ないのかなと。つまり、最後の処理のところまで持っていくにつきましては、やはり、摂津市独自で持っていくところはございませんので、持っていくことに関しての制限があります。

ならば、どうするかとすれば、やはり、摂津市域の中で、どこかでためていく、雨水、急激に降った水についてはためていくというようなことも考えていかなければいけないのかなと思っております。

何分、その市域のところ広い土地というのはなかなかありませんので、なかなか思ったようなことは難しいとは思ってはいるのですが、方法としては、それぐらいのことが一番手短な方法ではなかろうかというように考えております。

以上です。

○野原修委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 最初に建設工事のほうですけれども、第4次総合計画の中でも、下水道事業の経営健全化を図るという中でバランスが大事だと思います。

工事をすればいいと、進めていくのも大事ですけれども、やっぱり、全体の balan

スというのも大事なので、その辺は、しっかりと進めていただきたいと思います。

ということは、この大体2億円弱ぐらいが、毎年、コンスタントにこれから、予算組みとして変わりなく、2億円ぐらいは支出されるというようなとらえ方でよろしいでしょうか。

そういうふうに、ある程度、年次を決めて、大体、金額の差がないような形で計画を立てていただきたいと思いますということを、つけ添えておきます。

もう一つのほうですけれども、降水量、時間当たりに対して、それを全部、もうちょっと、例えば、60ミリとか大きい話にすると、全体のところから変わってくると、莫大なお金がかかると、もちろんそうだと思います。

ただ、今、いろいろ摂津市というか、日本全体で異常気象、ゲリラ豪雨、まして、安威川は、警戒水域まで、本当に回数が頻繁になっていると、そういうことを考えれば、側溝だとか、そういうふうなことをいじることなく、考えれば、今、方策が検討中ということですが、その地下貯留だとか、どういうふうにして、排出していくか、それを地下貯留にするにも、莫大なお金がかかってくると思います。

多分、これには、そんな一朝一夕にどんといい名案はないとは思いますが、何分、市民の安心安全にかかわることですので、早急に対応と対策を一緒になって考えていただきたいと思います。

以上です。

二つとも要望でいいです。

○野原修委員長 弘委員。

○弘豊委員 数点質問させていただきたいと思います。

一つ目には、この年度、消費税が5パー

セントから8パーセントにということになりまして、使用料のほうでも、その分が前年と比べて増えているということでもあります。

この決算書を見てみましたら、19億5,265万5,661円とあらわれておりますけれども、当初予算での見込みと比べても、ちょっと多いのかなと思っております。

その辺、使用料収入の点で、この間の変化はどういうふうに見ておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、支出のほうでも、先ほど、一般会計の議論でも少し述べましたけれども、消費税増税した影響というのは、出てきているのではないかなと思っております。

そういった面、ちょっと漠としますけれども、全体的に見て、それがどういうふう下水道、この取り替えのほうで影響としてあらわれてきているのかという分析のほうをお聞かせ願えたらと思います。

続いて、収入の点でもう1点。

一般会計繰入金、これは、21億5,600万円ということで出ております。

先ほど、一般会計からの繰り出しがここで繰り入れということで、挙がってきているわけですが、この分と収入でいくともう一つ大きなのが、下水道債ということで、19億9,220万円ということになっております。

こうした収入が、歳出のほうでは、これまでのさっきの分、公債費の償還事業に充てられているということかと思うのですが、そういった点で、どのように見ておられるのか、この点、一つ確認で聞いておきたいと思います。

それから、歳出の部分ですけれども、先

ほどの中川委員の質問ともちよつと重なるかなというふうには思ったのですが、確認で聞いておきたいと思います。

下水道事業課にかかわるほうで、概要では、230ページになるかと思ひます。

公共下水道整備事業で、執行額は2億4,985万1,948円ということですが、当初予算では、これは、3億3,504万1,000円で挙がっていたかと思うのです。

こちらあたり、当初で見込んでいた工事は、やれたというふうにはさっきはおっしゃったのか、工事差金としては大きいなということになりますので、この点、お聞きしておきたいと思ひます。

それと、下水道業務課にかかわる部分の歳出のほうでは、この間、何度かお聞きしておりますけれども、水洗便所の普及事業ということで、今回、執行額は概要228ページになりますが、217万9,820円ということであります。

水洗化の動き、この間、何度か報告してもらっていますけれども、この2014年度分のこの実績についての評価と、今後、対応とお考え、5点についてお聞かせください。

以上。

○野原修委員長 答弁を求めます。

榎本課長。

○榎本下水道事業課長 弘委員の下水道事業課にかかるとご質問について、お答えさせていただきます。

公共下水道整備事業が減額されたことについてのご質問について、お答えさせていただきます。

この公共下水道整備事業につきまして、工事費のほかに、公有財産の購入費や、補償や補填、賠償金などが含まれておりま

す。

三箇牧雨水幹線につきましては、変わらなかったのですが、土地の購入とか、あるいは、移転補償につきまして、大分、差額が出てきたものですので、この分が、減額になったことにより、差が出てきております。

主な内容といたしましては、三箇牧の雨水幹線にかかる分の土地の購入とかの分が、予定よりもちよつと遅れた形になっておりますので、その分で差異が出てきたという形になっております。

以上です。

○野原修委員長 野村参事。

○野村土木下水道部参事 それでは、下水道業務課にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目に、下水道使用料にかかわる部分で、消費税アップによる当初の見込みの部分の評価ということでございます。

当初予算ベースで見ますと、決算額は、約6,000万円ほど多くなっております。

当初予算につきましては、前年度の当初予算額に消費税のアップ分をオンした形になっております。

ただ、決算額で、前年度の決算との比較をしますと、平成25年度の下水道使用料が19億7,384万4,829円ということですので、平成26年度の19億5,265万5,661円を比較しますと、約2,100万の収入減という形になっております。

この部分についてでございますが、我々の見方といたしましては、消費税アップによる減というよりは、近年、企業でも家庭でも、節水の意識が非常に強いと、家電製品なんかでも、やっぱり、節水というのが、前面に出された商品も結構出ているとい

うことで、そのあたりの影響が、この前年との使用料の減には、出ているのかなというように考えております。

2点目に、消費税増税の影響ということでございます。

確かに、消費税増税によって、先ほどの答弁でありました工事とかいろいろな部分が増っかってくるわけですけれども、下水道事業特会として消費税を納める部分につきましては、平成26年度のアップ分については、平成27年度に消費税の納税という形になりますので、平成26年度の消費税の分については、平成25年度分という形になりますので、特段、関連はしないと思われま。

3点目でございます。

一般会計のときにもご質問いただきました。特会のほうでは繰入金という形の部分等での関係でございますけれども、特会に限らず、先ほども申し上げましたとおり、歳出を賄うには歳入の確保というのが、大原則になりますので、そこを、どのような形で収支のバランスを取っていくかというところが、大きなところになるのかなと思います。

その中では、繰入金もそうですが、平準化債等もそうです。我々としては、収入の確保の策を考えながら、また、支出面については、なかなか精査する部分というのが少ないのでございますけれども、歳入におきまして、使用料という部分では、下水道の整備されている地域への接続の啓発であるとかを含めながら、歳入確保を、いろいろな方法で手段で図っていくというのが、一つかなと考えております。

そして、水洗便所の部分の普及事業に関してでございます。

この中には、主にあるのは、水洗便所改

造の助成金であったり、貸付金の部分であろうかなと思われま。

助成金につきましては、平成26年度の数字を見ますと、72件ということで、前年度、平成25年度から見ますと、平成25年度が119件ですので、下がっており、貸付金につきましても、平成25年度と平成26年度の比較を見ますと、平成26年度が8件の貸付に対して、平成25年度が10件だったと。

貸付金につきましては、昨今の接続工事の費用につきましては、ほぼ、平均的な額でということで貸付金が出ておりますので、接続される中では、この貸付を必ず利用されるとは限らないという中で来ておりますので、貸付金の増減というよりは、接続の啓発を、今後も頑張っていくと。

助成金については、それに附随するものということで、こういう制度があるということ、どんどん啓発しながら、下水道の接続の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午後3時 休憩)

(午後3時20分 再開)

○野原修委員長 再開します。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、2回目の質問させていただきますと思います。

1回目の質問が抽象的な部分もあって、わかりにくかったかもわかりません。

下水道使用料の点で、予算よりかは多いですけれども、昨年と比較すると減額だということでありました。

ただ、前年と比べたときには、消費税分が5%から8%へということだから、その

比較で若干の減といったこと、使用する総量としては大分減ったのかなみたいなことを今、聞いて感じたんですが、水道と併せてこの下水の使用料の徴収ということになっていってますけれども、水道のほうもそんなに大きな減だったかなということで見たら、そうでもないように感じるんですが、そののところ、年々減少していくというふうなことではもちろんなくて、一定こういったラインでというようなことがあるかと思うんですが、先ほど一般会計の議論の際に、法定外の繰り入れがなくなったらどういう影響が出てくるんだという話の中で、歳入を増やしていく努力、また、支出の面でいろいろと話があったかと思うんですけれども、そこらあたりのところ、見通しといたしますか、どんなふうに感じておられるのかということが聞いておきたかった点なんです。

それと、もう一点は、歳出の部分での消費税の影響はというふうに聞いた分なんですけれども、この点については、例えば、水道だったら原材料に消費税がかかって、支払ってる分については、後々納める際に、その分、相殺して納めるという形になってくるかと思うんですけれども、下水の特会見てみましたら、使用料でいただいた分の税金の消費税の分は、そのまま歳出のところに出ていくというふうになってたと思うんです。

下水の事業を行っていくにかかわっては、いろいろと下水管の整備、補修、その他あるかと思うんですけれども、そういった分は原材料とかいうことにはならず、そのまま工事費に消費税かかった分というのが業者さんにお支払いするというふうな、それで業者さんのほうから国に上がっていくということなのかなというこ

とで言いましたら、今後、事業とかでいろいろと出た歳出、そういったものを使用料と後々相殺していくということになりましたら、使用料が上がる要因というのが二重に利用する市民にかかっていくのかなと思うんですけれども、そこらあたりのところの認識ですね、そういったことでよいのかどうか、お聞きしたいと思います。

あと、事業課のほうにかかわって、先ほど整備費のところ、主に八町のところの土地購入が持ち越しになったということですから、今回の予算からの差額が次の27年度に回ってるという理解でいいわけですね。

あと、最後に、水洗便所の普及事業のところなんですけれども、今回72件の水洗化に移られてということでお聞きしました。クリーンセンターもなくなって、先ほど一般会計の議論の中でも茨木、豊能にそれぞれという中で、やっぱりこのところ極力経費が大きなものになると、使用料の収入もそこでは入ってこないという中で、水洗化の普及というのがどうしても急いでやっていくことが必要だねというような議論がこの間何度もあったと思うんですけれども、その取り組みの状況として、26年度十分なものだったのかということが気になりますし、以前からこの補助金なり、貸し付けの制度はこれまでもしておりますように、借りたものを返すというようなことですから、もう利用せずに助成金をそのままお支払いするというようなことが多いのかなと思うんですが、この補助の制度やっぱり見直しが必要なんじゃないかと改めて思うんですが、そこらあたりの見解についてお聞きしたいと思います。

以上、2回目の質問です。

○野原修委員長 答弁求めます。

野村参事。

○野村土木下水道部参事 2回目のご質問にお答えいたします。

まず、下水道の使用料についてでございますが、一般会計の繰り入れの基準外がなくなったときの影響ということでございます。

一般会計の決算のご審査いただいたときにもご答弁させていただいた中身で、26年度の決算でいえば約4億円ほどの基準外の繰り入れです。これが将来なくなったときの影響ということで、まず今の状況でなくなったときということで考えますと、やっぱりその部分を単純に言いますと、26年度の決算の状況でいいますと、4億円がなくなるということは4億円歳出でカットできるか、あとは、また歳入で別で確保するかという形になろうかと思えます。

委員からありましたように、仮に使用料の部分で考えますと、端数切り上げて大ざっぱな数字になりますけれども、26年の決算の使用料が19億5,000万円ですので約20億円とした場合に、そのまま仮に基準外が乗ったとしたときには24億円の使用料が必要になるということは約20%という形になってしまうんですが、そこにつきましては、我々これまでからやってきているその下水道会計の健全化という中で資本費の平準化債を入れたりすることで、今でいいますと、その基準外の繰り入れを入れることによって市民負担については、その時々々の社会経済情勢を見ながらということで、いろいろ手を打ってきているわけでございます。

そういう中でいいますと、基準外が丸々なくなったときの手だてということについては、ロードマップの中でも書かせても

らってはおるんですけども、基準内と基準外、当然その振り分けるべき基準というのがあるわけなんですけども、その部分については、今、まさに財政と協議を行って中ですので、そういう面も含めまして、使用料への影響というのは極力抑えたいなとは思っておりますが、使用料の増については、使用料改定だけではなくて水洗化率の向上というのも考えられますので、いろんな手だてを打っていかないといけないのかなと思います。

そして、2番目に、消費税の増税によって使用料への影響ということでございますが、確かに、消費税が今回の場合ですと5%から8%に上がったということで、その上がった部分について、それぞれの歳出科目には影響してくるという中身で申しますと、下水道使用料に影響というのは全くないのかということ、やっぱり影響は正直してるのかなという部分は思っております。

ただ、使用料だけに目を置くわけじゃなく、先ほども言いました、いろんな歳入の部分でそのあたりをならしていくというたら変ですけど、そういうふうな形でもっていければと考えております。

それから、3点目に、水洗便所の貸付金のご質問がございました。

先ほども触れさせていただきました、今、平均的な工事費というのが今の貸付金の額にニアリーの額なのかなというところを考えますと、それ以上の額というのは難しいのではないかなと考えます。

また、貸付金ですので、先ほど委員からもありましたとおり、後には返還していくという義務も生じてきますので、そのあたりも含めて、貸付金については3年で返還していただくというような形で行ってお

りますので、その中身で極力負担のかからない適正な額というのがやっぱり今の額ではないかと考えております。

以上です。

○野原修委員長 弘委員。

○弘豊委員 もう3回目、要望にとどめておきたいと思えます。使用料の問題は、この26年度で、やっぱり消費税分の部分が引き上がるということで、市民にとっては影響も大きかったというふうに当初予算のときの議論でも行っております。

加えて、その前の年には上下水道の福祉減免もなくなっていますから、いろいろと暮らしで大変な時期に負担が大きくなってきているという認識は、担当課の皆さんにも持っていていただいているというふうには思っております。

そんな中で、今やられてる今後の行革の議論の中で、企業会計に進んでいく、全体的には国のほうでも全国的な流れもそうなのかなと思うけれども、本当にそれでやっていけるのかということですよ。市民にどういう影響が出てくるのかということがどうしても心配事として今、少し出させていただきました。

単純にその基準外の繰り入れなくした分が料金に上がるというようなことじゃない。ただこれまでの大きな負債の部分ですよ、この年度でも公債費償還で元金部分だけで38億円と、利子の分だけで11億円といった部分が支出で出ていくそういった中で、また新たな下水道債、資本費平準化債ということでも今回、全体の下水道債で19億9,220万円ですね、これ上がってるけれども、ここのところをまた借金したお金で借金返済していくという流れがある中で、そこらあたりの見通しがなかなか理解しにくいなという部分があ

るんです。

そういった点では、この1年半、あとそれぐらいになりますかね、企業会計に向けてという議論の中で、やはりその中でも市民の暮らしへの影響ということをしかりと見ながら話し議論していただきたいなというふうに要望しておきたいと思えます。

また、水洗便所普及事業の関係で、公共下水道接続率、普及率増やしていくんだということはずっと議論があって、一般廃棄物の処理基本計画なんかでも今後の当面の計画を出していただいています。それでも100%というようなことにはなかなか到達しにくい部分もちろんあるかと思えますけれども、やっぱりそこに近づけていく努力ですね、今後とも担当の中でご努力いただきたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○野原修委員長 ほか。

木村委員。

○木村勝彦委員 1点だけお聞きします。

下水道整備費、安威川以南の雨水幹線の整備状況について、今現在どのようになっておるのかということで、安威川以北が公共下水の普及率が限りなく100パーセントに近いという状況の中で、安威川以南との格差の問題がありますし、市民にとっては、やっぱりその格差を解消してほしいというのは安威川以南の市民の願いだと思えます。

もともとやっぱり安威川以南というのは淀川のデルタ地帯みたいなところで、水害の危険性が多くはらんでおりますし、そういう点では、一日も早い雨水幹線の整備が求められております。取り組み状況についてお知らせください。

○野原修委員長 樫本課長。

○榎本下水道事業課長 木村委員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、安威川以南におきまして公共下水道として普及率は約34.6%で、委員ご指摘のとおり、安威川以北の合流式につきましては、ほぼ完了しているところからしますと、極端に差があるのは事実でございます。

雨水管も私どもは計画的に整備を進めているところで、特に安威川以南に関しましては、二つの大きな雨水幹線の計画を立てて事業を進めていく形ではやっておりますけれども、やはりどうしても雨水でも汚水でもそうですが、下水につきましては、下流側から工事を施工するということが原則となっております、一番の幹に当たる部分はその辺の部分になってくる、特に東別府は、ほぼ一番の幹になってくる状態になっておりますので、どうしてもそちらのほうを先に整備した状態で枝管がだんだん伸びていくというのが整備の順番としては基本になっております。

ただ、ほかの地区につきましては、もう既に幹線ができているところもございます。一昨年に鳥飼地区の雨水の整備も進めて、今年度につきましても、一部雨水の整備も進め、できるところにつきましても、随時やれるところからやっていきたいと。

今後につきましても、そういうところを見つけながら雨水の整備についてやっていきたいと思っております。

以上です。

○野原修委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 やっぱり安心・安全のまちづくりというのは、そういう災害がないまちですからね、そういう点では、市民の安心・安心を守るために公共下水、とりわけ今の異常気象、ゲリラ豪雨等で災害が各

地で発生しているように、摂津市でもその危険性というのが大いに大きくなっておりますので、そういう点では、やっぱり一日も早い完成を目指すために、事業を進めていくということにしてもらいたいと思うんですけども、その辺の認識について伺います。

○野原修委員長 榎本課長

○榎本下水道事業課長 木村委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

指摘のとおりだと私どもも考えております。先ほどもご質問にお答えさせていただきましたとおり、計画の管渠につきましては、管渠を入れることに関しては当初の計画どおりにはできたということになっておるんですけども、随時そういうことの費用においても、特に雨水に関しましては、今後これはまた手続の問題はあるんですけども、事前に4月年度当初にお示しさせていただいた整備以外のところでまたそういうようなことが発生したときには、できたらこういう機会をいただきましてご説明させていただいて、場合によっては、また新たな雨水を入れさせていただくとかいうようなことの対応も今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○野原修委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 何点か質問させていただきたいと思います。

まず最初に、先ほども議論をされていまして、下水道特会そのものですね、26年度実質収支は990万円という黒字になりました。が、しかし、予定どおりになったのかどうか、ちょっと不思議なところがありまして、例えば、先ほど議論がありました下水道使用料は18億9,000万円の予算現額だったけども19億5,282

万円ということで、予定現額よりも実際には収入を決算をされていますが、だからといって、その差額が収支になったわけではなくて、出ていく分も同じように出ていっている分も予定外と、こういうふうな感じになっているのかなと思うんですけどね、25年度も大体似たような感じで収支になってまして、とんとんになってましたけども、それも含めて会計として全体的に担当課としてどうであったと総括されているのか、最初をお願いしたいと思います。

それから、公債費です。決算書82ページに、当初予算現額では約47億7,400万円公債費の支払いということになっていますが、実際の執行は49億7,510万円となっていました。その辺で、どうということになったのか、中身の説明をお願いします。

それから、3点目に、先ほども議論がありました公共下水道事業の中で雨水幹線の布設についてですけども、予算のときも話を聞きました。一番最初に雨水幹線を入れるというふうに聞いたときは25年で設計やって26年から28年で工事がありますということで、28年度で、来年度で完成ということで最初は認識したんですけど、いろいろ障害物が出てきて、例えば、JR東海の下をくぐるのにいろいろと交渉があって、JR東海の指示がいろいろあったりしてね、その問題解決せなあきませんねんとかいろいろあるようなので、28年はどうも完成は無理なようでございますが、じゃあ、いつ入るんだと、本幹線はということで、今の予定を教えてくださいたいと思います。

それから、最後に、先ほどもありました水洗便所の改造助成金ですが、26年度は

72件ということで、1件5,000円ですよ。なかなか5,000円では水洗便所にしようという気持にはならないような金額です。以前からの議論で、一気に上げて推進してしまおうというような議論もあったりしてね、今、午前中のいろいろ議論してまして、し尿運搬処理料とか金額は出てますので、計算してみました。

例えば、浄化槽の処理費用、これは茨木市でやっています。3,908万円、1,400件ぐらいですかね、今ね。割ると大体3万円。だから1件3万円ぐらいのお金が処理料としてかかっていると。

それから、もう一方の汚水は運搬料だけで4,015万円。389件って言われてましたね。これ割ると10万円です。

それから、処理料に2,718万円。これは割ると7万円。だから1件減ると17万円年間で、簡単にものごつつう乱暴な計算ですけどね、処理料が17万円減ることであれば、少しそれを根拠として、例えば、浄化槽の水洗に切り替えるときには助成額をこんだけ、それから、汚水のし尿の分を今度は切り替えるときには少し多目に、17万円減額されるからそれなりの金額を助成金として一定期間を助成するという考え方は筋が通っているのではないかと思います。担当課としての考え方を一度教えてください。

以上です。

○野原修委員長 答弁求めます。

樫本課長。

○樫本下水道事業課長 藤浦委員の下水道事業課にかかる質問についてお答えさせていただきます。

雨水の幹線につきましての今までの整備の進捗の状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお話をさせていただいたとおり、安威川以南の雨水幹線、今、懸案になっておりますのは東別府地内の雨水をとる仮称東別府雨水幹線と、あと、番田水路の水門の設置で番田水路から流れてくる分と八町の一部の地区をとる三箇牧の鳥飼雨水幹線の、この2本が大きな雨水の工事として今までも述べてこさせてもらっていたと思っております。

まず、東別府の雨水幹線なんですけれども、たびたびご説明させていただいておりますとおり、いろいろ障害物等がございます。新幹線との交差もありました。それで新幹線との交差があるので、それに対する影響の委託をしないとイケないと。これはJR東海からの指示という形でさせていただいたということで時間が伸びたこともあります。

併せまして、ちょうど東別府4丁目のトライアルの北側にあります東別府排水路というところにその雨水管を入れる予定にはなっているんですけれども、そこに大阪府営の工業用水の管がございます。それにつきましても支障になるということで、この移設についていろいろ協議をしてまいりました。

結果的に私どもの水路ですので、私どもの水路のところを占有しているのです、向こうの負担で移設をするという結論に平成26年にやってきた次第でございまして、そこで管理者同士での私どもと大阪府のほうとでは合意に達したというのが、まず昨年度の大きな仕事になっております。

今年度につきましても、移設についても結構大きな管ですので、また委託をしないとイケない、あるいはその新幹線の交差がまた同様でございますので、そこについてもまたやらないとイケないというような

ことがありますので、やはりその委託で2年ぐらいかかって、施工で1年かかるとなってきましたと、早くても平成30年度以降の施工の着手になるのかなというような認識をしています。

それから、次に、三箇牧のほうなんですけれども、これにつきましては、土地の購入などにつきましてはの作業を進めておりました。その辺につきましても支障についてはなくなってきてるんですけれども、つい近々の話になってはいるんですけれども、社会資本整備総合交付金のほうなんですけれども、これがなかなか見通しが来年度厳しいと、思ったとおりにもらえるかどうか厳しいということも聞いております。

ここにつきましては、摂津市だけで整備費を出すのではなく、受益する面積が高槻市が87%ほど持っておりますので、費用負担につきましても高槻市がその分の費用を負担していただく形になっております。その中で、交付金が満額もらえなくなると、これは当然、高槻市のほうにも費用負担を要求していかないという形になっておりますので、私どもだけの費用で云々という形ではいけない形になり、当然、高槻市のほうとの協議も発生する中で、補助のもらえない中でどうなるんやというようなことを今、協議を行っているところでありますので、これは高槻市、摂津市両方ともお金を出すということで、両輪がないとなかなか事業としては進められないところもあります。

ただ、私どもとしましては、来年度から進めたいと思っはいるんですけれども、そういう問題がありますので、ひょっとしたらその辺はずれてしまうのかもしれないのかなと。まだ結論までには至ってないんですけれども、今そういう事情になって

いるところでございます。

以上です。

○野原修委員長 野村参事。

○野村土木下水道部参事 それでは、下水道業務課にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

まず、平成26年度の決算を総括してということでございます。

歳入面におきましては、先ほど来、出ております使用料収入につきましては前年度より若干減少をしているということを見ますと、使用水量が近年ほぼ横ばいの状態で推移しておったものが、今後は横ばい、ないしは穏やかな減少傾向で推移するのではないかなという見込みを今、持っております。

また、一般会計の繰入金につきましても、本市の財政状況等から見ますと現状の繰り入れ以上というのはなかなか難しいのかなというところから考えますと、依然として資本費平準化債等の発行が必要な状況ではないかと見ております。

また、歳出面につきましては、これも公債費先ほども出ておりますけども、公債費の占める割合が歳出全体のほぼ80%という状況でありまして、これに流域下水道の維持管理負担金や建設資金等合わせますと、ほぼ歳出の90%から95%が、俗に言う義務的な経費みたいな形になっておりまして、非常に財政の硬直化というのが顕著になってきているのではないかなと考えております。

それに加えまして、先ほど来から出ております下水道管の老朽化に伴う延命化であったり更新等の費用は今後発生してくると思われまますので、この部分については、引き続きコスト縮減できる部分については縮減に取り組んでいき、現在、準備して

おります企業会計の導入によって、より効率的な財政運営を図っていきたいと考えております。

次に、公債費の執行額ということでございます。

この部分につきましては、26年度補正を行いまして、大阪府の施設整備資金貸付金を繰上償還行ったということで、当初予算額から見ると補正によってその分増額している形になっております。

3点目、水洗便所の助成金について、委員のほうから、一気に上げて水洗化率の飛躍的な向上を狙うのはどうかというご意見を頂戴いたしました。

確かに、今残っているし尿や浄化槽の世帯数をそれぞれにかかる経費から割っていくと、委員からご提言ありました金額が出てくるわけでございます。

ただ、その部分についてでございますが、今現在、市内の下水道の普及率が98.9%、水洗化率が95.3%となっている中では、正直、まだ市街化調整区域等、下水道管がまだ布設されてない地域もございます。そういう市域全体的に見ると、やっぱり今まで設置されてきた世帯等との公平性というところも私たち無視できないところがございます。

あと、それだけの公費を投入するわけですので、やっぱり費用対効果というところの検証も非常に必要になってくると思いますのは、今現在、し尿の地域の中で未接続の世帯なんかを見ますと、高齢の世帯であったり、独居の老人の方とか、いろいろ条件的にも厳しいような世帯もございませう。その中で、どれだけの費用を投資するといけるのかというところが若干見えてこないところもございませうので、今現在では助成金については、まず公平性というところ

ころを考えて、しばらく継続させていただきたいと思っております。

以上です。

○野原修委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 さきの水洗化を進めるという話は使用料の話だけではなくて、先ほども豊能町と茨木市との話し合いの約束を守るということもありますし、非常に数がだんだん減ると一件一件の単価が高くなっていくということにもなります。乱暴ですけど先ほど、実際にこれだけ費用がかかってるんだというのは一つの根拠にもなると思うんです。だから、一度それはぜひ検討もしていただきたいと思います。

全体的に残ってる水洗化率を上げたとしても、恐らくそんなに劇的な改善ができるような状況にはないと思うんですね、数年の使用料等の推移を見てますと。どちらかという減っていく傾向にある。実は、この26年の4月から新しい大型マンション入居が始まって口数としては多分増えてると思うにもかかわらず減ってるというのは、それだけ節水されてる傾向は強くなってるということだと思えます。

以前に26年の2月に今後の公債費計画をということでペーパー出してもらいました。これによると、公債費がずっと高いというのが非常に圧迫をされていくんですよね。これで見ると、32年まで40億円台が続くんです。33年になると39億円とちょっと下がるんですけども、これとて27年以降の事業については入れてないということですから、実は、これは正確なものではないわけですね。

そういったものを一般会計とかについては付け足しで見通しをつくられて、毎年変更されていますけど、その時点ではこういう事業があるということがわかるよう

になってますけど、なかなか下水はそれがわからないということで、下水道の中期財政見通しをつくられたらどうですかということ随分言ってきたんですが、以前の答弁では、今それぞれの整備についての計画ができてないと。実際にどういう年次計画をするかまでできてないから、そういうものができたら中期財政見通し的なものをつくりたいというふうな答弁をいただいておりますけど、先ほどもいよいよ公会計制度を入れて水道と合併するという準備に入っていく段階で、そういったものも見通しながら、少し中長期的に会計を見ていくことが必要やと思うんですけども、見たらびっくりするようなことになってるかもしれません、ひょっとしたら。非常に厳しいということになるかもわかれへんけども、それはそれで明かしていかなあかんと思いますが、そのことについての考えを最後にお聞きしたいと思います。

○野原修委員長 野村参事。

○野村土木下水道部参事 それでは、2回目のご質問にお答えさせていただきます。

下水道会計の今後の財政見通し、とりわけ中期的な財政見通しということでのご質問でございます。

確かに、使用料の考え方等も含めて、これからの下水道会計の健全化というところを考えていきますと、やっぱり中長期的な見通しを立てるとするのは大変必要なことかなと考えております。

その中で、先ほどのご質問の中にもありましたとおり、これからの工事であったり維持補修費等、とりわけ国庫の補助金の関係とかで非常に見通しが立ちにくい状況というのがこの数年かなと。ここから先についても非常に厳しいというのも先ほど榎本下水道事業課長のほうからの答弁も

ありましたように、なかなか目先の計画も立てづらいというような状況ではございますけども、今、地方公営企業の法適化の準備ということで取り組んでいる真っ最中でございます。

実は、その中で、国のほうからも公営企業化を進めた後には経営戦略と申しましうか、公営企業になるわけですので、その辺を含めた経営戦略というのも立てなさいというような通達も出ておりますので、今の公営企業化の事務を進める中で、次の段階として委員からご指摘のありましたとおり、その中長期的なものを見通すそういう材料を策定していかなければならないと考えております。よろしくお願ひします。

○野原修委員長 藤浦委員

○藤浦雅彦委員 このことはもうちょっと前から申し上げておりますので、いろんな作業があつて大変だと思いますけど、ぜひ早い段階でそういう整理をしていただひいて、やっぱり計画性を持った事業展開ができるようお願いしたいと思ひます。

それから、先ほど言い忘れましたが、雨水幹線もいつ入るかようわからんようなことになってはいますが、できるだけ早い時期に入れていただくように、これも期待をしています。やっぱり待たなしなんですよね、これ。集中豪雨これだけ多いし、一つの切り札的に以南については災害対策ということでやっていきますので、ぜひこれはそういう緊張感を持って取り組んでいただきたいということをお願いをして質問を終わります。

○野原修委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時3分 休憩)

(午後4時5分 再開)

○野原修委員長 再開します。

認定第2号及び議案第56号の審査を行います。

補足説明を求めます。

渡辺水道部長。

○渡辺水道部長 今回、平成26年度水道事業会計決算認定とともに議案第56号の審査をお願いするわけですが、議案第56号につきましては、地方公営企業の会計基準の見直しに伴う上程となっておりますので、決算認定の補足説明に先立ちまして、会計基準の見直し内容の説明をさせていただきます。

今回、改正となりました地方公営企業の新会計基準は、現行の民間企業の会計原則の考え方を最大限取り入れ、他の企業との比較を容易にするとともに、地方公営企業の特性を勘案し、財務状況の透明性の向上を図る目的となっております。平成26年度から本市水道事業にも新会計基準を適用いたしてあります。

また、財務諸表への影響につきましては、摂津市監査委員からの平成26年度水道事業会計決算審査意見書の2ページに簡潔に掲載をいただひいてありますのでご参照いただきたいと思ひます。

それでは、本市決算内容にかかわります制度改正を項目ごとに説明をさせていただきます。全部で8項目でございます。

まず、1項目め、借入資本金制度の廃止でございます。

見直し前の基準では、企業債は借入資本金として貸借対照表の資本の部として計上してはりましたが、見直しにより民間企業と同様に負債に計上することとなりました。

2項目めでございます。補助金等によつ

て取得した固定資産の償却制度の改正で  
ございます。

補助金等により固定資産を取得した場  
合は、その取得価格から補助金等の額を差  
し引いて減価償却することができました。  
これをみなし償却制度と呼んでおりました  
が、今回の見直しにより廃止となりました。

しかし、摂津市水道事業会計ではみなし  
償却制度は採用していなかったため、追加  
で減価償却を行わなければならなくなる  
ような影響はございません。

3項目め、引当金計上の義務化でござい  
ます。

会計制度の見直しによりまして、退職給  
付引当金、賞与引当金、修繕引当金、特別  
修繕引当金、貸倒引当金の計上が義務づけ  
られました。

4項目め、キャッシュ・フロー計算書作  
成の義務化でございます。

キャッシュ・フロー計算書は企業内の資  
金の動きを示す財務諸表の一種で、従来  
の資金計画書に代わって作成が義務づけら  
れました。

5項目め、注記の義務化でござい  
ます。

会計処理や財務諸表に関する方針の説  
明を記載した注記を添付することが義務  
づけられました。

6項目め、組入資本金制度の廃止でござ  
います。

見直し前においては、減債積立金や建設  
改良積立金を使用した場合は、その額を自  
己資本金に組み入れることとなっていま  
した。この制度が廃止されたため、使用し  
た積立金相当額は未処分利益剰余金に振  
り替えられることとなり、この振り替えら  
れた未処分利益剰余金は議会の議決を経  
て資本金に組み入れることとなりました。

7項目めは、資本剰余金制度の廃止でござ  
います。

資本剰余金制度が廃止され、長期前受金  
及び長期前受金収益化累計額が負債の部  
の繰延収益として計上されたことにより、  
平成26年度当初の会計制度見直し時点  
の長期前受金収益化累計額に相当する額  
が未処分利益剰余金に計上されることと  
なりました。

この未処分利益剰余金につきましては、  
平成26年度のみ処理として議会の議  
決を経て資本金に組み入れることができ  
ます。

最後、8項目め、財務諸表への影響でござ  
います。

損益計算書におきましては、長期前受金  
戻入により収入が増加し、その他特別損失  
により費用が増加しております。

また、当年度未処分利益剰余金は、その  
他未処分利益剰余金変動額が増加したこ  
とにより増加しております。

次に、貸借対照表におきましては、資本  
の部の借入資本金が企業債として負債に  
移動し、同じく資本の部の資本剰余金が繰  
延収益として負債の部に移動したため資本  
が減少し、負債が増加しております。

簡単ではございますが、以上、会計基準  
の見直し内容の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第2号、平成26年度  
摂津市水道事業会計決算認定の件につ  
きまして、決算書に基づき、目を追って主  
なものについて補足説明をさせていただきます。

決算書の14ページをお開き願います。

平成26年度摂津市水道事業報告書、1、  
概況で、平成26年度の年間総配水量は1、  
046万6、320立方メートル、前年度

に比べ24万7,170立方メートルの減少となっております。

また、年間総給水量は970万931立方メートルで、前年度に比べ16万7,383立方メートルの減少となっております。これは、節水意識の定着や節水器具の普及などによるものでございます。

総配水量の水源別内訳につきましては、別表1、年間総配水量に記載のとおり、自己水が346万800立方メートルで構成比は33.1%、大阪広域水道企業団が700万5,520立方メートルで構成比は66.9%となり、自己水の構成比が前年度に比べ0.5ポイント上昇しております。

次に、給水原価でございますが、15ページの別表2、給水原価・供給単価の推移に2段書きで記載いたしております。

これは会計制度の見直しに伴い、給水原価の算式が変更されたことから、変更前の算式による原価を上段に括弧書きし、変更後の算式による原価を下段に記載したものでございます。

変更前の給水原価は182円37銭で前年度に比べ9銭の減となっております。変更後の給水原価は179円20銭で、変更前に比べ3円17銭下回っておりますが、これは給水原価の算出に当たり総費用から新たに長期前受金戻入額を差し引いたことによるものでございます。供給単価は195円22銭で、前年度に比べ1.1%、2円13銭の減額となっております。

24ページをお開き願います。

収益費用明細書についてご説明申し上げます。

まず、収益でございますが、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は18億9,380万9,748円で、前年度

に比べ2.8%、5,372万6,704円の減額となっております。これは、節水などに伴う水需要の減少によるものでございます。

目2受託工事収益は197万4,261円で、前年度に比べ89.6%、1,706万2,762円の減額となっております。これは、公共下水道工事に伴う水道管移設受託工事の減少等によるものでございます。

目2受託事業収益は2,985万7,407円で、前年度に比べ10.6%、354万3,545円の減額となっております。これは、料金徴収経費の減少に伴い、下水道使用料徴収受託料を減額したことによるものでございます。

目4他会計負担金は250万7,427円で、前年度に比べ109.6%、131万1,315円の増額となっております。これは、消火栓の修繕費の増加などにより一般会計負担金が増加したものでございます。

目5その他営業収益は809万2,646円で、前年度に比べ12.2%、112万506円の減額となっております。これは、集合住宅の新築戸数の減少に伴い、設計審査及び工事検査にかかる手数料が減少したことなどによるものでございます。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金は242万4,431円で、前年度に比べ14.8%、31万1,904円の増額となっております。これは、預金利息が増加したものでございます。

目2土地物件収益は347万2,750円で、前年度に比べ3.0%、10万円の増額となっております。これは、旧鳥飼送水所跡地の使用期間が8か月から12か月となったため土地使用料が増加したも

のでございます。

目3納付金は5,012万833円で、前年度に比べ60.1%、7,670万4,167円の減額となっております。これは、集合住宅の新築戸数の減少などによるものでございます。

目4他会計負担金は493万1,199円で、前年度に比べ32.9%、241万7,319円の減額となっております。これは、児童手当の減少などに伴い、一般会計負担金が減少したものでございます。

目5長期前受金戻入は3,076万9,552円で、前年度に比べ皆増となっております。これは、みなし償却制度の廃止に伴い、資産償却にかかる補助金などを長期前受金として負債計上した上で減債償却見合いを収益化することになったものでございます。

目6雑収益は172万6,069円で、前年度に比べ94.2%、83万7,423円の増額となっております。これは、互助会補給金にかかる不当利得返還金が生じたことなどによるものでございます。

続きまして、25ページ、費用でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水浄水及び送水費は8億5,953万9,717円で、前年度に比べ2.0%、1,779万3,287円の減額となっております。これは、大阪広域水道企業団からの受水にかかる費用が減少したことなどによるものでございます。

25ページから26ページにかけて、目2配水・給水費は1億8,422万2,325円で、前年度に比べ0.3%、46万5,563円の減額となっております。これは、給配水管にかかる修繕費の減少などによるものでございます。

目3受託工事費は1,019万359円で、前年度に比べ59.6%、1,501万388円の減額となっております。これは、公共下水道工事に伴う水道管移設受託工事にかかる工事請負費の減少などによるものでございます。

目4業務費は9,557万6,825円で、前年度に比べ3.5%、325万5,817円の増額となっております。これは、人件費の増加などによるものでございます。

続きまして、27ページ、目5総係費は1億7,935万4,355円で、前年度に比べ8万6,784円の減額となっております。これは、工事請負費の減少などによるものでございます。

目6減価償却費は3億4,831万8,068円で、前年度に比べ5.9%、2,166万8,992円の減額となっております。これは、機械及び装置などの減価償却費が減少したものでございます。

28ページ、目7資産減耗費は2,381万4,104円で、前年度に比べ158.2%、1,458万9,371円の増額となっております。これは、鳥飼送水所の受変電設備更新に当たり旧設備を処分したことから、固定資産除却費が増加したものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は7,609万8,481円で、前年度に比べ10.7%、908万1,460円の減額となっております。これは、企業債利息が減少したものでございます。

目2雑支出は222万5,714円で、前年度に比べ7.3%、17万6,172円の減額となっております。これは、水道料金の過年度還付金の減少などによるものでございます。

項3特別損失、目1その他特別損失は7,123万7,000円で、前年度に比べ1,268.7%、6,603万2,458円の増額となっております。これは、賞与引当金及び貸倒引当金の計上が義務化されたことに伴い、引当不足額を計上したものでございます。

続きまして、同じく28ページ、2、資本的収入支出明細書についてご説明申し上げます。

款1資本的収入、項1、目1企業債は3,000万円で前年度と同額でございます。

項2、目1工事負担金は30万円で、前年度より50%、30万円の減額となっております。これは、消火栓設置数の減少に伴い、一般会計負担金が減少したものでございます。

項3補助金、目1国庫補助金は380万円で、前年度に比べ皆増となっております。これは、国庫補助事業の実施に伴うものでございます。

次に、支出でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設改修費は3億4,456万4,992円で、前年度に比べ290.0%、2億5,621万7,992円の増額となっております。これは、施設整備計画に基づき鳥飼送水所の受変電設備更新工事などを実施したものでございます。

目2固定資産取得費は、2,931万740円で、前年度に比べ8.0%、218万3,707円の増額となっております。これは、加圧式小型給水車を購入したことなどによるものでございます。

29ページ、目3配水管整備事業費は、2億1,036万5,844円で、前年度比べ15.5%、2,819万2,142円の増額となっております。これは、工事

請負費が増加したものでございます。

項2、目1企業債償還金は、2億5,982万1,212円で、前年度に比べ2%、531万5,184円の減額となっております。

以上、平成26年度摂津市水道事業会計決算内容の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○野原修委員長 説明は終わり、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 認定第2号でよろしくお願いたします。

それでは、質問させていただきます。

水道事業会計、今お聞きしました。はっきり言って厳しい内容なのかなというふうに捉えています。その中で営業収益、今ご説明にもありましたように、節水意識の向上や節水器の普及で水需要が減ってるという、水需要の中の一番根幹の部分が、収益が揺らいでるのかなと。その中で営業収益、ことしは19億円ぐらいということですけども、前年度7,400万円減ってます。その場合、24年度から25年度で約2,000万円減ってる。だんだんだんだん2,000万円、ことしは7,000万円、こういう状況が続いていくのかなという中で、いろいろ対策はあると思いますけれども、その基幹事業として、根幹のその水道事業の収益部分の何か対策とか、何かあればお教えいただければと思います。

それによって、企業債の話ですけども、25年度年度末には31億5,000万円ぐらいあったのが、今年度29億2,000万円足らず、約2億3,000万円ぐらいはお返しになってると。そういう姿勢と、収益は余り入ってこない。借金はちゃんと

こつこつ返していく。どこかにひずみとか何かが出てくるんじゃないかなというふうに思っただけ。この企業債の返済契約についてもお教えいただきたいと思っただけ。

そして、先ほど下水のほうでもお話ししたんですけども、水道管の更新時期、いろいろ多額の費用がかかると、過去にいろいろお聞きしたことがあります。今どういうふうな状況で、どういうふうにこれから当然手当引き当てをしていかなきゃいけないと思っただけですけども、事業計画、どういう老朽管がどれぐらいあって、これからどういうスパンで入れ替えしていくのか、簡単にご説明いただければと思っただけ。

そういう中で、一番心配するのは、水道料金の値上げについてです。今よく私の耳には水道料金が摂津市は高いという中で、その水道料金にこういうふうな事業収入の状況をもとに、どういうふうにお考えになるのか、転嫁されるのか、その辺を教えてください。

以上です。

○野原修委員長 答弁を求めます。

末永課長。

○末永水道施設課長 中川委員さんの1回目のご質問にお答えさせていただきます。

3番目にご質問いただきました水道管の老朽化の状況でございます。老朽化につきましては、今までも耐用年数云々で、配水管整備事業で布設替えをやらせていただいていたところでございますが、水道管自身、耐用年数は40年という耐用年数を持っております。その中で年代的に見ますと、昭和49年以前に埋設した管が現在の市内全体で235キロの管路の中で、老朽管が80キロと、概ね34%という状況で、に残っております。そのうち老朽管に対し

ては、今までやっております、幾らかの老朽管も減ってきたかと思っただけですが、前回の予算でご説明させていただきましたとおり、平成27年度よりは水道ビジョンののっとりまして、基幹管路の更新という形で、大きな災害とかに備えまして、27年以降は更新計画、基幹管路を中心にやっていきたいという計画となっております。

以上でございます。

○野原修委員長 小明課長。

○小明営業課長 それでは、中川委員のまず最初のご質問なんですけど、年々営業収益のほうが減ってきているという中で、給水収益だけ見ましても年々減ってきている状況でございます。これはいつ下げどまるのかなということで見ているんですが、大体毎年、前年度と比べると減ってきておまして、ことしの決算でも御存じのように、約5,400万円という形で減ってきております。内容といたしましては、やはり各ご家庭、いわゆる13ミリ、20ミリといったメーターをお使いのところでも、前年度に比べると約1%ぐらい減少しております。

それとまた、事業所関係でも、過去より今まで統計のとってる、かなりお使いのある3万トン以上ぐらい、過去使われた企業さんの集計で、約1.6%ぐらいの減少をしております。それから中小規模の事業所さんでも大体9.2%ぐらい。それから大きな集合住宅を見ましても、大体平均で1.6%ぐらいの減少になってきておまして、毎年これが同じような形で減ってきているということで、先ほど来出ている、やはり節水器具の普及だとか、やっぱり節水意識が強く根づいているのかなという結果で、一番営業収益の中でも大きなものを占める給水収益、これがだんだん減少し

ていって、営業収益自体が減少してきているのかなと考えております。

○野原修委員長 石川次長。

○石川水道部次長 企業債の返還の考え方というご質問があったかと思うんですけども、企業債については今後更新計画等、整備を行っていけば、当然そういったものの財源として起債を発行していかなければならないと考えております。幸い、今時点では低率ということで、比較的借りやすい環境なのかなとは思っています。当然、企業債を発行していけば、起債の元利償還、それから物ができれば減価償却費も増えていくということで、経営としては大変厳しくなっていくと考えております。

こういった中で、料金改定の考え方ということでございますけども、当然、公共料金ということで、能率的な経営をしていく中で、どうしても給水原価が料金で回収できないということになれば、これは料金改定をお願いしていかざるを得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○野原修委員長 小明課長。

○小明営業課長 先ほど1点抜けておりまして、申しわけございません。

今後の水需要の減少に伴う何か対策等は考えておられるんですかというご質問だったと思うんですが、今年度から市が行うイベントに参加をして、直近では11月の環境フェスティバルとかいろいろございますんで、そういうところに一部ブースをお借りをして、きき水をしたり、つくりましたDVDを流したり、パネルを掲示したりということでPRをしていきたいと考えております。

それとまた、各小学校、まだ設置はしておりませんが、直圧の水道をつけさせて

いただいて、子どもたちにも安全で安心な水、直接飲める水ということをしてPRをしていこうというふうなことを考えております。

以上でございます。

○野原修委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ご答弁ありがとうございます。

まず、先ほどの基幹収益の水の問題ですけれども、これは同じ形で減る減少傾向、右肩下がりですか、そういうのが続くという、今ご認識だったと思うんですけども、そうするととまらない、もちろん人口減少もあります。だからこの基幹の営業収益をどうやってとめるか。今いろいろ啓発する。そういうのも大事なことだと思うんですけど、もっと抜本的なことが対策が求められてるんじゃないかなと思います。かといって、すぐに大きなウルトラC的な解決策なんていうのはないかもわからないんですけども、もうちょっとここを焦点に近々に検討を進めていただければなど。逆にここが改善されなければ、この水道事業のこの企業会計がよくなったとしても、企業会計そのものが意味ないものになってくると思いますので、しっかりとその、基幹の営業収益の部分の減少対策を講じていただきたいと思います。

そして次に、管路の話ですけれども、いろいろ基幹管路の事業が27年度から進められるというふうになっております。基幹事業でこういうふうに管路を進めていくことによって、かなりお金がかかってくると思います。第4次総合計画の中でも、たしか1リットルに大体200円前後ぐらいの費用がかかると。それを平成32年はある程度の数字が出てたと思うんですけども、こういうふうな形でいくと、そ

のお金の部分、1リットル幾らというのが、今のこの財政見通しと、そういうふうな管路の整備とかことを考えれば厳しいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の認識をもう一度お聞かせ願います。

あと、その企業債の残高については、いろいろバランスがあると思いますので、この企業債から発展して、先ほどその管路の整備、入れ替えに関してもそうですけれども、一番その水道料金に転嫁する部分なく進めていっていただきたいと。今、地方では、私が知る限りには、新聞やテレビでは水道料金の値上げがなかなか今の現状だったらやっていけないというのをいろんなところで聞いたり見たりします。ぜひ、摂津市は、現状維持、最低でも現状維持を目標に頑張ってくださいと思います。

以上です。

○野原修委員長 答弁を求めます。

末永課長。

○末永水道施設課長 中川委員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどお話にもありました管路の更新、費用がかかるというお話なんですけど、以前、計画を変更する前、平成34年までの計画は以前からもお示しさせていただいたかと思うんですが、金額的に更新費用、増えるというか、管路の更新自身、もともと平成34年までに8億円ほどの予算で計画しておったんですが、確かに委員おっしゃられるとおり、費用は増加いたします。それが1リットル当たり幾らかというふうな資料を、手持ちで持っておらないんですが、できるだけこの27年度、26年度から補助金も、今まで頂いていなかった補助金を、国庫補助金を頂きながら、起債の部分につきましても幾らかの増額という

内容で、できるだけ経営のほうを安定というか負担をかけないように計画してるんですが、確かに事業費につきましては今まで以上のものにはなっていくかと思えます。

以上でございます。

○野原修委員長 ほかに。

弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、私のほうからはもう1点に絞って、お聞きしておきたいと思えます。

この水道会計の予算審査のときにもお聞かせいただいた分なんですけれども、今年度やっぱり消費税の納税分5%から8%へ、その影響についてということが、市民の暮らしにとっても大きかったと思えますし、この水道会計の中にもやっぱりあらわれてきている部分があるんじゃないかなと思うわけであります。

今、中川委員から指摘があった、使用料収入が減ってるということでありましてけれども、どうして減っているのか、節水意識の問題でということでおっしゃられていますけれども、節水、節水というようなこと、それだけかなということもね、また節水しようと思うのはやっぱり暮らしが大変で、家計が厳しくて、また事業所の中でもやりくりをどうにかせないかんということで、どこか消えるのかみたいなことの中でやってきてるんだと思えます。そういった関係では、事務報告書を見たときに、あらっと思ったのが、業種別件数及び有収水量という中で、公衆浴場はこれまでも摂津市内は、もう残っているところは少ないというようなことの中で、6件あったところが、この26年度、4、5月のところで6件あるのが、6、7月のところではもう5件になって、8、9月のところでは4件

にということで、もう事業が続けられなくなってという形でなくなってしまっているように、この数字からも見受けられます。もちろん跡取りがないとか、今後の施設の老朽化等々もあってのことだと思えますけれども、でもやっぱりこのタイミングで閉じなければならないみたいなことが起きてるんじゃないのかなと思うわけがあります。

そんな中で、対策といいますか、対応のところは、さっき小明営業課長のほうから何とかということで、今頑張ってるということもおっしゃられましたけれども、やっぱりこの現状の料金の値上げっていうようなところを、やっぱりここで市も頑張ってる、歯を食いしばって食いとめていかないといけないんじゃないかっていうことを思うわけです。

同時に、また言われているように、営業収益ということですから、水を買ってもらって、その営業活動みたいなことで、広報的なキャンペーンもやっていくということで、この間やられてきているということでもありますけれども、そこらあたりの努力っていうのも工夫がまだまだできるところがあるのかなということを感じます。

ことし、建設常任委員会の視察で、岩手の盛岡まで行って来ましたが、そこで水道の広報戦略ということで、見聞きしてきました。なかなか行く前は、広報、どういった取り組みをするのかなということで見てきたんですけれども、やっぱりそれなりにそういったことも摂津の中で参考にしていける部分があるのかなと考えたところでもあります。

そういった点で、この水道料の使用料収入、それからそこから見えてくる市内の事業者や暮らしの実態、答弁であったところ

だと思えるんですけども、やっぱりもう一度そういったところの認識ですね、部長のほうからできたら聞かせてもらいたいと思っておりますし、また、今後の対応では、これ以上やっぱり料金引き上げることが逆にマイナスになることもあり得るということで、そこら辺りのところはぜひ認識を持っていただきたいというふうにつけ加えておきたいと思えます。

私のほうからは以上です。

○野原修委員長 渡辺部長。

○渡辺水道部長 いろいろとご意見を頂戴しましたが、私も常々言っておるんですが、水道事業自体が、全国的な話で非常に経営が厳しくなっている。御存じのとおり、都市開発が進む中での水道施設、これの要は改築更新時期がもうそろそろ迫ってきている。今言っている給水収益が非常に伸び悩んできている。まず、収益の伸び悩みというのは、節水器具、これの普及がやっぱり一番大きいのかなと考えています。

それともう1点、先ほど小明営業課長が答弁させていただきましたように、PR活動で、子どもさんたちに直接水道の蛇口から水を飲んでいただきたい。といいますのは、その親御さんたちがやはり昔の水道水、カルキのにおいのする水道水、このイメージをお持ちなんですね。そんな状況の中で、どうしても子どもさんに水を持たせるときに、ミネラルウォーターを持たせてしまっているというのが現実あります。ですから今、小学校でそういう形でPRをさせていただくことによりまして、10年後、そのお子さんたちが成人されたら、直接水道の水を飲んでいただけるんじゃないかなという、ちょっとロングスパンの内容での取り組みにはなってるんですけども。

それとあと、料金値上げの話です。まさに水道事業自体はやはり給水収益を原資として経営を行っておりますので、どうしてもその経費と収益、この辺りがうまくバランスをとれないと、これ経営回ってまいりません。先ほどの消費税の値上げじゃございませんけどね、やはり経費面においても、やはり消費税はやっぱり痛手となっております。

そんな状況の中で、我々もやはりその経費を削減する努力をしながら進める中で、今のバランスで、赤字に陥ってくるというような状況になるようであれば、やはり値上げということも考えていかざるを得ないのかな。今、経営計画立てさせていただいている段階では、近々に値上げということにはならないという状況ではおります。10年ぐらいまでは何とか今の資本を取り崩してでもやっていけるのかなというように、今思いではおるんですけども、いずれはやはりそういうことを考えていかざるを得ないのかなというふうな思いでおります。その分、我々も努力させていただいて、経費の削減には十分努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○野原修委員長 ほかに。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 1点だけ、職員さんの件、聞いておきたいと思ひます。

今、37名体制でやられていますね。だんだんだんだん減ってきてまして、太中浄水場の夜間管理も今外注にして、どんどん減らしてこられてると思うんですけどね。技術の継承とか、現状、継続をこれからしていくという観点から、人員体制についてはどのようなことになっているのか。いつときは多くの方が退職されるから、その辺の

技術の移管大丈夫かと、非常に心配をした面もありました。継承されているのか。いつときの方たちはしばらく再任用で来られてたということもありましたね。今、26年現在ではどういう体制で職務されてるのかということだけ教えてください。○野原修委員長 末永課長。

○末永水道施設課長 藤浦委員さんの1回目のご質問にお答えさせていただきます。

技術の継承で、水道部はどのようなふうな形で考えているかでございますが、この平成27年度、4月から太中浄水場の土日の昼間と夜間という形のものから昼間の委託の拡大という形をとらせていただきました。それに伴いまして、元の浄水課とこちらにあります元の工務課を組織統合しまして、技術の流通というか、伝承というか、人事的にもどちらでもできるような状態という形と、あと懸念される場所なんです、浄水場を委託しますと、中の方の技術を忘れてしまうという、繋げていけないという状態もございますので、浄水場にも、もともと監視業務をしていた人間を、委託業者に対しての指導も含めまして技術を繋げながら、またこちらの、元の工務課における人間と人事の交流をしながら、後世というか、次世代に繋げていきたいと考えております。

以上でございます。

○野原修委員長 人数に対する考え方。末永課長。

○末永水道施設課長 水道部の人数、全体で37名で、技術系、もともと工務課と浄水課、合わせまして、平成26年度は26名でございました。その中で平成27年度に組織を統合し、部分的に浄水場を委託というような形で、委託の部分だけで言いま

すと2名分ですか、24名体制で今やっておるんですが、出来る限りこのメンバー、出来ましたらどんどんどんどんと摂津市水道事業いつまでも続きますので、伝承できる形、人数面も含めまして、今の現状では24名いってるといことです。

以上でございます。

○野原修委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 非常に懸念をしているところでもありますしね、今いろいろと議論をされている中で、今後の水道企業としてのやっぱり継続的な展開というのは非常に大事になりますしね。今、大阪府の企業団のほうでは、一部ですけども、もう末端までの部も企業団に統合するというような動きも出てきてます。それはその市の事情があると思うんですけどね。本市においては安全・安心な水を健全な経営のもとに、しかもその企業努力をしていただいて、水道料金に安易に値上げに頼るのではなくて、やっぱりそういう意味ではしっかり計画的な運営をしていただきたいということをお願いをして質問を終わります。

○野原修委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時52分 休憩)

(午後4時54分 再開)

○野原修委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 賛成多数。

よって本件は認定すべきものと決定い

たしました。

認定第2号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 賛成多数。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第5号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 賛成多数。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

議案第56号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後4時55分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 野原 修

建設常任委員 木村 勝彦